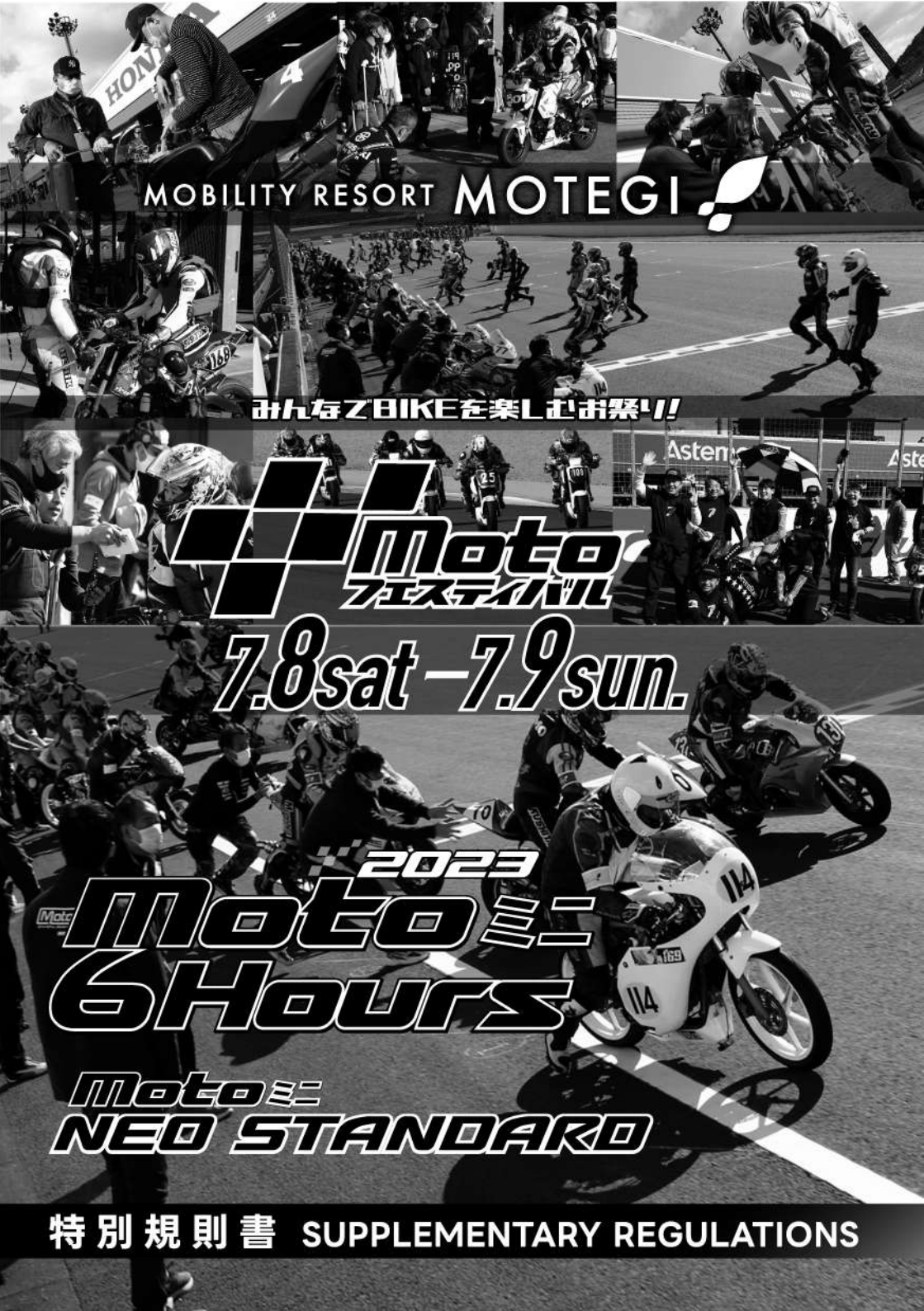
MOBILITY RESORT MOTEGI
みんなでBIKEを楽しむお祭り!!
Moto
フェスティバル
7.8sat–7.9sun.
2023
Motoミニ
6Hours
Motoミニ
NEO STANDARD
特別規則書 SUPPLEMENTARY REGULATIONS

目　次

第１章　Motoミニ6 Hours 特別規則

第１条　競技会の名称・格式 …… 3
第２条　主催者
第３条　開催場所とコース
第４条　大会役員
第５条　参加資格
第６条　開催日程・開催クラス …… 4
第７条　参加申込み・チーム編成登録書送付先
第８条　参加申し込み
第９条　ライダー …… 5
第 10 条　ピットクルー
第 11 条　クレデンシャル（身分証）と車両通行証 … 6
第 12 条　参加料、登録料と共済会掛け金
第 13 条　料金規定 …… 7
第 14 条　もてぎ鈴鹿（MS）共済会
第 15 条　参加受付（書類審査）
第 16 条　参加車両
第 17 条　自動車番読取装置（トランスポンダー）の装着 …… 8
第 18 条　燃料規定
第 19 条　車両検査
第 20 条　スタート前チェック …… 9
第 21 条　ピット・パドックの使用 …… 10
第 22 条　公式予選
第 23 条　スタート進行（手順）
第 24 条　ピット作業 …… 11
第 25 条　アトラクションピット
第 26 条　ピットサイン …… 12
第 27 条　決勝（ファイナルイベント）中の燃料補給
第 28 条　レースの一時停止
第 29 条　セーフティーカーの導入 …… 13
第 30 条　赤旗の掲示
第 31 条　赤旗中断されたレースの再スタート
第 32 条　レース終了 …… 14
第 33 条　順位および完走の認定
第 34 条　暫定表彰と終了後の車両保管 …… 15
第 35 条　大会の中止
第 36 条　賞典
第 37 条　罰則 …… 16
第 38 条　負傷時の医務室受診 …… 17
第 39 条　主催者の権限
第 40 条　損害の補償 …… 18
第 41 条　大会役員の責任
第 42 条　本規則の解釈
第 43 条　ブルテンおよび公式通知の発行
第 44 条　広告に関する事項 …… 19
第 45 条　本特別規則の施行

第２章　Motoミニ6 Hours 車両規則

第 46 条　車両規則基本仕様 …… 20
第 47 条　グロメットクラス(GROM、MONKEY125)およびミニグルーンクラス(KSR110、Z125PRO)車両規則 …… 28
第 48 条　エンジョイクラス車両規則 …… 30
第 49 条　Motoミニクラス車両規則 …… 31
第 50 条　NSF100クラス車両規則 …… 33
第 51 条　HRC GROM CUPクラス車両規則

第３章　Motoミニ NEO STANDARD 特別規則

第１条　競技会の名称・格式 …… 34
第２条　主催者
第３条　開催場所
第４条　大会役員
第５条　参加資格
第６条　開催日程・開催クラス
第７条　参加申し込み先 …… 35
第８条　参加申込み
第９条　ライダー
第 10 条　ピットクルー …… 36
第 11 条　クレデンシャル（身分証）と車両通行証
第 12 条　参加料、共済会掛金
第 13 条　料金規定 …… 37
第 14 条　もてぎ鈴鹿（MS）共済会
第 15 条　参加受付（書類審査）
第 16 条　参加車両
第 17 条　自動車番読取装置（トランスポンダー）の装着 …… 38
第 18 条　燃料規定
第 19 条　車両検査 …… 39
第 20 条　スタート前チェック
第 21 条　ピット・パドックの使用 …… 40
第 22 条　公式予選
第 23 条　スタート方法 …… 41
第 24 条　ピットインおよびピットアウト …… 43
第 25 条　ピット作業 …… 45
第 26 条　レース中の車両修理 …… 46
第 27 条　ピットサイン
第 28 条　赤旗中断されたレースの再スタート
第 29 条　レース終了
第 30 条　暫定表彰 …… 47
第 31 条　参加者の遵守事項
第 32 条　ブリーフィング …… 49
第 33 条　走行中の遵守事項
第 34 条　大会の中止 …… 50
第 35 条　賞典
第 36 条　負傷時の医務室受診 …… 51
第 37 条　主催者の権限
第 38 条　大会役員の責任
第 39 条　損害の補償 …… 52
第 40 条　本規則の解釈
第 41 条　ブルテンおよび公式通知の発行
第 42 条　広告に関する事項
第 43 条　本特別規則の施行

第４章 Motoミニ NEO STANDARD 車両規則

第 44 条　車両規則基本仕様 …… 53
第 45 条　Motoミニクラス車両規則
第 46 条　もてぎショートコース選手権SP・NSF100SPクラス車両規定
もてぎ・鈴鹿共済会　会員の皆さまへ …… 55
MFJ エンジョイライセンスについて …… 57

※文字の背景に　がついている箇所は2023年の変更点です。　例：GROM CUPクラス

公　示

2023 Motoミニ 6Hoursは、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（MFJ）承認のもと、2023 MFJ 国内競技規則および競技会特別規則に基づいて開催される。

第 1 条　競技会の名称・格式

2023 Motoミニ 6Hours

第 2 条　主催者

●ホンダモビリティランド株式会社
〒 321 － 3597 栃木県芳賀郡茂木町桧山 120 － 1
TEL：0285 － 64 － 0200　FAX：0285 － 64 － 0209
●エムオースポーツクラブ　(M.O.S.C)
〒 321 － 3597 栃木県芳賀郡茂木町桧山 120 － 1
TEL：0285 － 64 － 0202　FAX：0285 － 64 － 0209

第 3 条　開催場所とコース

～ 1）開催場所
モビリティリゾートもてぎ
栃木県芳賀郡茂木町桧山 120 － 1
TEL：0285 － 64 － 0200
～ 2）コース
モビリティリゾートもてぎ　ロードコース　フルコース：4.8013km

第 4 条　大会役員

大会役員は、公式プログラムに示す。

第 5 条　参加資格

～ 1）チーム代表者
本特別規則、参加の手引き、走行のルール・マナーを理解し、責任を持ってチーム員を統制できる者。
～ 2）ピットクルー
申し込み時に満16歳以上であること。
～ 3）ライダー
チーム編成登録受付締切時に満 12 歳以上で、チーム登録編成内容変更期限までに、当該年度有効な以下のMFJライセンスを所持していること。
・エンジョイ　・ピットクルーA　・ロードレースジュニア
・ロードレースフレッシュマン　・ロードレース国内
～ 4）ライダーの走行経験の条件
参加ライダーは以下のいずれかの条件を満たさなくてはならない。
① 2022年のMotoミニ 3Hours決勝を走行。
② 2022年以降のモビリティリゾートもてぎのロードコースにて、2 輪スポーツ走行もしくは 2 輪スクールプログラムを事前に予約をしてから 1 時間以上を走行。
③ 2023年以降にモビリティリゾートもてぎで開催されたMotoフェスティバル走行会を走行。
④ 2023年 3 月以降にモビリティリゾートもてぎのロードコースで開催の 2 輪レースに参加。

～5）ライダーの「安全運転座学」受講義務
「MFJ エンジョイライセンス」および「MFJ ピットクルーライセンス」での参加者は、当該年度開催の『安全運転座学』を受講しなければならない。ただし、MCoMロードコースまたは北ショートコース会員の参加ライダーは、「安全運転座学」の受講は免除される。「安全運転座学」は、Motoフェスティバル走行会時に無償で開催される。 ※鈴鹿サーキット走行ライセンス「SMSC会員」および、「MFJエンジョイライセンス」「MFJ ピットクルーライセンス」での参加者は、当該年度の「安全運転座学」受講が必須です。 ※ Motoミニ限定会員入会には、所持ライセンスに関わらず当該年度開催の「安全運転座学」受講が条件となっています
※2021年より開催していたファイナルイベント当日朝の安全運転座学は行わない。
【予告】2024年からMotoミニ限定ライセンスは廃止とする。

第６条　開催日程・開催クラス
～1）開催日程　　2023 年 7 月9 日（日）
～2）開催クラス　グロメットクラス（GROM、MONKEY125）、ミニグリーンクラス（KSR110、Z125PRO）
Moto ミニクラス、
エンジョイクラス、NSF100クラス、GROM CUPクラス

第７条　参加申込み・チーム編成登録書送付先
●参加申込み先
〒 321-3597　栃木県芳賀郡茂木町桧山 120 － 1
モビリティリゾートもてぎ　モータースポーツ課　Moto フェスティバル事務局
TEL：0285 － 64 － 0200　FAX：0285 － 64 － 0209
●チーム編成登録書送付先
〒 329-0101　栃木県下都賀郡野木町友沼 6601-5
ライディングハート内　Motoミニ 6Hours係
TEL：0280 － 23 － 2755　（11：00 ～ 18：00、日・月定休）
FAX：0280 － 57 － 4899

第８条　参加申し込み
～1）Motoフェスティバルホームページより、原則ウェブエントリーのみとする。但し、特別に事務局が認めた場合に限り、現金書留、直接持参での申込みも可とする。
～2）申込み定員は、先着順で以下とする。
160台（内主催者招待10台）
～3）参加申込みは、チーム代表者、参加クラス、チーム名、希望ゼッケンを申し込む。
～4）申込みの後、案内される方法にて参加料支払う。参加料支払いをもって申込みを完了とする。
～5）ゼッケンは、参加申込み時の希望ゼッケンを先着順にて大会事務局で決定する。
～6）申込み後、誓約書・承諾書など案内がチーム代表者に送付される。
～7）代表者の1名はライダーまたはピットクルーを兼任できる。（代表者がライダーを兼任する場合は、ピットクルーとして登録できない）
～8）ライダーは2名～6名まで登録できる。**同日開催の別レースにライダーとして重複して登録できない。**
～9）ピットクルーは1名～6名まで登録できる。ライダーとピットクルーの兼任はできない。
～10）チーム編成登録は、参加車両、ライダー、ピットクルーの詳細情報（住所、緊急連絡先、ライセンス番号等）をMotoフェスティバルホームページより登録する。

～ 11）60歳以上のライダーは、年に一度ご自身で健康診断や心電図検査を実施し、モータースポーツに参加するにあたり問題ない確認することを推奨する。

～ 12）参加申込期間およびチーム編成登録および誓約書の送付締め切り

開　催　日	7月9日（日）
①申込開始（代表者登録）	5月1日（月）
②申込終了（代表者登録）	6月7日（水）
③チーム編成登録開始	5月23日（火）
④チーム編成登録締切	6月9日（金）
⑤同ピット申請受付締切	6月9日（金）
⑥受理書発送予定	6月23日（金）

～ 13）承諾書・誓約書は、署名捺印をすること。鉛筆、消せるボールペンでの記入は認めない。

～ 14）18歳未満のライダーは参加申込書の誓約書・承諾書に親権者または保護者の署名と実印の捺印とその印鑑証明書（3 ヶ月以内に取得したもの）を必要とする。ただし、事前に年間の誓約書･承諾書、印鑑証明書を提出している場合、当該大会において印鑑登録証明書は提出不要だが、当該大会の署名捺印（印鑑証明の捺印）の誓約書・承諾書は提出すること。

～ 15）参加申込者に対しては締切後、大会事務局から参加受理または、参加拒否が通知される。参加を拒否された申込者に対しては、参加料が返還される。（ただし、事務手数料金として 7,000 円を差し引く）

～ 16）参加申込後、参加を取り消す申込者に参加料は返却されない。

～ 17）完全に提出できないものは、いかなる理由があろうと競技に参加することはできない。

～ 18）大会組織委員会は、理由を明らかにする事なく、参加申し込みを拒否する権限を有する。参加申し込みの拒否に関しては締め切り後に連絡する。

～ 19）希望ゼッケンが重複した場合、ライディングハートよりメールにて連絡する。
メールの返信期限までに回答が無い場合は事務局にて決定する。

第９条　ライダー

～ 1）チーム編成登録受付締切時に満22歳以下、満55歳以上、MCoM･SMSCロードコース非会員のライダーは「2 輪用エアバッグ機能付きウエア」を装着しなければ参加できない。（「参加の手引き」4ページの表を参照）
「2輪用エアバッグ機能付きウエア」は、チーム内での共有使用できるが、転倒後のエアバッグ展開に備えて予備のエアバッグ･ボンベ等の用意を推奨する。

～ 2）ライダーは、以下の名称とし腕章の色にて識別される。
○Aライダー・・・赤色　　○Dライダー・・・白色
○Bライダー・・・黄色　　○Eライダー・・・桃色
○Cライダー・・・緑色　　○Fライダー・・・青色

～ 3）決勝でのライダーの**走行の順番の制限はないが、1回の走行時間制限を60分とする。**

～ 4）スタートするライダーは、走行経験が豊富で安全にスタートをできる者とする。初心者はスタートライダーとなることはできない。
スタートライダーの申告や申請は不要とする。

～ 5）ライダー腕章を、走行中必ず右腕上腕部に装着すること。

第 10 条　ピットクルー

～ 1）ピットクルーとは、車両に直接触れ作業する者、およびピット作業エリア～ピットレーン～ピットサインエリアに立ち入る者をいう。ピットクルーの登録をしていない者が上記行為を行った場合はチームに対して罰則が与えられる。

～ 2）ピットサインエリアに立ち入ることができるのは、登録されたピットクルーおよびライダーの中から 2 名までとし、サインエリアに立ち入り際には、サインマン腕章を着用しなければならない。

～ 3）ピットクルーの服装は、安全上長袖長ズボンとし、事故防止のため履物はサンダル、ハイヒール等は禁止とする。

～ 4）ライダーを別チームのピットクルーとして登録することはできない。

第 11 条　クレデンシャル（身分証）と車両通行証

～ 1）参加申し込みが正式に受理された参加者には、指定登録されたライダー、ピットクルーなどの身分証が主催者より送付され、特別スポーツ走行日当日より有効となる。

～ 2）参加者のサービスカーは、大会事務局が交付する通行証を貼付していなければパドックへの通行ができない。また、駐車中も通行証を車の前方から見える位置に提示すること。通行証を確認できない場合は予告無しでレッカー移動する場合がある。

～ 3）パドック通行が許される参加者のサービスカーは、原則として参加 1 チームにつき、第 1 パドック・第 2 パドック各1枚ずつの計 2 枚とするが、参加台数により増減する場合がある。

～ 4）クレデンシャル（身分証）は、登録人数分を送付する。

～ 5）パドックおよびモビリティリゾートもてぎ内における通行、駐車、行動の指示は公式通知と案内標識に従わなければならない。駐車場所以外に車両を駐車した場合は、レッカー移動し、参加者に罰則を科す場合がある。

～ 6）交付された身分証や通行証は他に貸与・転用してはならない。貸与・転用した場合、また、複製等不正使用した場合は 1 件につき罰金 1 万円を科す。

～ 7）身分証、通行証を紛失または破損した時は事務局に再交付の手続きを取り、再交付を受けること。

第 12 条　参加料、登録料と共済会掛け金

～ 1）参加料および共済会掛金

参加料　78,000円（税込）／ 1 チーム

参加料とは別に、以下の登録料と MS 暫定共済会費を当日の参加受付にて支払わなければならない。

	MCoM・SMSC会員	MCoM・SMSC非会員
ライダー	0 円	登録料 3,200 円 +MS 暫定共済会費 7,000 円
ピットクルー	登録料 700 円	登録料 700 円 +MS 暫定共済会費 500 円

※登録料は、チーム編成登録時に発生する。登録削除しても支払わなければならない。

第 13 条　料金規定

項　　目	料金(税込)	備　　考
ピットクルーの変更･追加･削除手数料(1名)	無料	参加受付時のみ対応
ライダー変更手数料(1名)	11,000円	チーム編成期限以降
ライダー削除手数料(1名)	1,100円	
その他の登録内容の変更	5,100円	
車両変更手数料(1台)	5,000円	※競技監督が認めた場合に限る。 参加申込締切～公式車検前
車両の1部品(エンジンまたはフレーム) 変更手数料(1台)	10,000円	※競技監督が認めた場合に限る。 公式車検以降～
車両通行証再発行(1枚)	5,100円	
クレデンシャル再発行(1枚)	5,100円	
トランスポンダー補償料(1個)	55,000円	
ピットサインマン腕章(1枚)	1,200円	
事前提出書類遅延手数料	10,000円	定められた期日までに提出がない場合

ライダー・ピットクルーの登録削除を行った場合は削除に関しても登録料を支払わなければならない。

第 14 条　もてぎ鈴鹿（MS）共済会

～ 1）モビリティリゾートもてぎにおいてスポーツ走行および競技に参加出場するライダーおよびピットクルー は MS 共済会に加入しなければならない。

～ 2）MS 共済会は年間加入または暫定加入とする。

①年間加入はMCoM会員もしくはSMSC会員として登録され所定の共済会費を納めた者のみとする。
〈走行会員／ 10,000 円・ピットクルー／ 4,000 円〉

②暫定加入は当該大会（特別スポーツ走行、決勝）のみ有効とする。
〈ライダー／ 7,000 円・ピットクルー／ 500 円〉

第 15 条　参加受付（書類審査）

～ 1）参加受付時に下記の書類を提示もしくは提出しなければならない。不備がある場合は参加を認めない。

①参加受理書
②登録料・共済会費過不足金
③その他　主催者が指定したもの
※「車検チェックシート」「ライディングギアチェックシート」は事前に記載し、車検で提出。

～ 2）参加受付前の指定期日までに事前に送付が必要なもの

誓約書

第 16 条　参加車両

～ 1）本規則書題 2 章車両規則　基本仕様に合致した車両でなければならない。

～ 2）ゼッケンナンバー

数字がはっきり読めるように、また太陽光の反射を避けるために、他の色同様につや消しで書かなければならない。蛍光色は禁止とする。数字の字体は、Futura Heavy を基準とするゴシック体とする。また、影付き文字などは認められない。

ゼッケン色一覧

クラス	ベース色	文字色
グロメット(GROM･MONKEY125)クラス	黄	黒
ミニグリーンクラス		
Motoミニクラス	白	黒
NSF100クラス	赤	白
エンジョイクラス		
GROM CUP	黒	白

Futura Heavy
0123456789

第 17 条　自動車番読取装置（トランスポンダー）の装着

～ 1）全ての参加者は主催者が用意した自動車番読取装置を車検時までに装着し、ファイナルイベントを通じ装着していなければならない。取り付けを拒否した場合、当該車両およびライダーは出走を認められない。

～ 2）自動車番読取装置の配布は、選手受付時に行い、返却については車両保管解除後1時間以内とする。万一破損・紛失した場合、1 個につき 55,000 円が主催者より請求される。

～ 3）取り付け方法および箇所について

①自動車番読取装置専用ホルダーを指定の場所にタイラップ等で確実に固定すること。

②地面から 60cm 以内で、熱や振動の受けにくい位置とする。取り付け位置は図を参照のこと。

③ホルダーを使用して取り付ける場合は、本体を取り付けるβピンを確実に差し込み、抜けないようにタイラップなどでピンの口が開かないようにすること。

～ 4）参加者は、主催者が用意する自動車番読取装置の代わりに、自身で所有する『MY LAPS 社製マイポンダー』を使用することができる。ただし、使用する際は以下の項目を遵守すること。

①参加受付の際に使用申請を行うこと。

②取り付け方法・箇所については、図（推奨位置）を参照のこと。

③計時長の判断により指示があった場合には、直ちに主催者の用意する自動車番読取装置に付け替えること。

第 18 条　燃料規定

～ 1）モビリティリゾートもてぎ第 1 パドック内ガソリンスタンドのガソリンが指定される。

～ 2）燃料にはオクタン価を高めたり燃料の性質を変えるような装置をつけたり、添加剤を混入してはならない。

第 19 条　車両検査

第 3 章車両規則に基づく。

～ 1）参加車両の公式車両検査およびライダーの装備品検査は公式通知に示されたタイムスケジュールに従って車検場で行う。
～ 2）車検場には、車両チェックシートを持参し、アンダーカウルを外した形で車両を持ち込み、外したアンダーカウルも持参しなければならない。
～ 3）公式車両検査を受けない車両あるいは検査の結果、参加が不適当と判断された車両はレースへの出場が拒否される。
～ 4）決勝（ファイナルイベント）を通じて公式車両検査時と異なる車両、装備を使用した場合、罰則が課せられる場合がある。
～ 5）ライダーが競技中に着用しなければならないものとして車両検査の際、車検員によって点検を受けるものは次の通りである。

①ヘルメット
フルフェイス形のもので、MFJ が公認した 2 輪ロードレース専用でなければならない。（MFJ が公認したヘルメットには認証マークが貼付されている）極端に古い物や傷があるものは使用を認めない。オフロード用、モタード用ヘルメットは認めない。ライダー同士での共有は認めない。
②ヘルメットリムーバーシステム
③ブーツ
革もしくは革と同等の素材であり、フックなどが外部に突き出していないものでなければならない。
④グローブ
革もしくは革と同等の素材であり、フックなどが外部に突き出していないものでなければならない。
⑤レーシングスーツ
MFJ が公認したロードレースもしくはモタード用でなければならない。（MFJ が公認したレーシングスーツには認証マークが貼付されている）
※左胸前部内側または胸部前部下前立てに氏名をカタカナ、および血液型をアルファベットで明記しなければならない。直接記載できない場合には、ガムテープ等貼りその上に明記でも可とする。
⑥チェストガード
胸部プロテクション（チェストガード）は CE 規格「EN1621-3(Level1 または Level2)」の使用のこと。
※レーシングスーツ内側装着タイプを強く推奨する。
⑦脊柱プロテクション
脊柱プロテクションの外側は、硬質の樹脂製素材でなくてはならない。
脊柱プロテクションは CE 規格「EN1621-2(Level1 または Level2)」の使用のこと。
※レーシングスーツ内側装着タイプを強く推奨する。
⑧エアバッグ（2 輪用エアバッグ機能付きウエア）
「2 輪用エアバッグ機能付きウエア」を使用するライダーは検査を受けなくてはならない。
チーム編成登録受付締切時に満22歳以下、満55歳以上、MCoM・SMSCロードコース非会員のライダーは「2 輪用エアバッグ機能付きウエア」を装着しなければ参加できない。「2 輪用エアバッグ機能付きウエア」は、チーム内での共有使用できるが、転倒後のエアバッグ展開に備えて予備のエアバッグ・ボンベ等の用意を推奨する。

～ 6）ライダー同士のヘルメット以外の装備品の共有利用は可能。ヘルメットの共有利用は不可とする。

第 20 条　スタート前チェック

タイムスケジュールに従って、決勝（ファイナルイベント）レース出場者は、指定された場所にて、必ずスタート前チェック（車検員による最終確認）を受けなければならない。チェックを受けるものは、公式車

検にて合格した車両とヘルメットとする。車両は決勝レースが走行できる状態で持ち込むこと。（転がしタイヤの装着は禁止）スタート前チェック終了後は、パークフェルメにて車両を保管すること。
車両保管中の給油を含む一切の作業を禁止する。

第 21 条　ピット・パドックの使用

～ 1）タイヤサービス前、サービスハウス前には参加者は、車両を駐車することができない。
～ 2）パドックおよびピットには、ペットなど小動物の同伴はできない。
～ 3）パドックおよびピットでは、自転車以外の車輪のついた乗り物（キックボード、スケートボード、エンジン付乗り物、セグウェイ等）を使用してはならない。
～ 4）割当てられたピット・パドックを、参加者相互で交換・変更する場合は、双方のチーム代表者が署名をしたピット変更届を大会事務局に提出し、事務局長の許可を得なければならない。
～ 5）特別スポーツ走行、決勝（ファイナルイベント）レースを問わずレーシングコース側のピットのシャッターは開けておくこと。
～ 6）ピット内でタバコ等火気を取り扱わないこと。また、ピット使用後は責任を持って清掃をすること。
～ 7）ピットを割当てられた参加者は、特別スポーツ走行、決勝（ファイナルイベント）レースを通じて、ピット内の黄色の破線より前部分（コース側）は、当該走行クラスのピットとして使用できるよう工具、部品等は置かないこと。
～ 8）ピットの鍵を借りる場合は、チーム代表者が顔写真付の身分証を提示し、使用するピットの全参加代表者に了解を得た上で借りること。貸出は特別スポーツ走行終了後から開始する。使用後は責任を持って速やかに返却すること。返却予定時刻後 2 時間以内に返却できない場合は、シリンダー錠交換代金として 50,000 円を請求する。
～ 9）ピット・パドック使用時に出るゴミ、廃液等は使用者が責任をもって処理し、ゴミは分別して処分すること。粗大ゴミ等（カウル、マフラー、タイヤなど）は必ず参加者が持ち帰ること。また、廃油入れには、ガソリン・クーラントは入れないこと。

ゴミ箱に捨てられる物	紙類　ビニール類　カン、ビン、ペットボトル 廃油　砂利　金属
特に気を付けて 持ち帰って頂く物	タイヤ　フレーム　その他家電製品等 エンジン　バッテリー

第 22 条　公式予選

～ 1）公式予選は行わない。
～ 2）決勝のグリッドは、参加受付時に各参加クラスのグループで抽選を分け決定される。

第 23 条　スタート進行（手順）

～ 1）決勝のスタート方法はスタッガード式ル・マンスタートとする。
ただし、スタッガード式ル・マンスタートが困難な場合は、スタート方式が変更になる場合がある。
～ 2）スタート時に安全上問題がある場合は、競技監督の判断によりスタートを遅らせる場合がある。
特に豪雨や雷雨の場合は急遽スタート方法を変更する場合がある。
～ 3）スタート進行（手順）の詳細については、スタート進行表として公式通知にて発表する。
～ 4）スタートを遅らせた場合でも競技終了時間は変更しない。
～ 5）スタートが遅れても燃料補給は一切認められない。
～ 6）ウォームアップラップ中に極端に遅い車輌がいる場合は、マーシャルカーが追い越す場合がある。

～ 7）マーシャルカーに追い越された車輌は、トラブルの有無に関わらずピットレーンスタートとする。
※燃料の節約などを目的とした、意図的なスロー走行は禁止とする。
～ 8）決勝のスタート時には、ピットサインエリア内の立ち入りは禁止とする。
～ 9）全車スタートが完了し放送の指示があるまではサインエリアには立ち入りができない。
～ 10）スタート進行（手順）においてピットクルーが指示に従わなかった場合はスタート手順違反と認定され、当該チームに対してはイエローカードが科せられる場合がある。
～ 11）ジャンプスタートと認定された場合、ライドスルーペナルティーの罰則が科せられる。ライドスルーペナルティーの罰則を科せられた車両は、ピットレーンを通過するように指示される。ピットレーン内で停止することやピットでの作業は認められない。通過後、当該ライダーはレースに復帰することができる。ライダーはピットレーン速度制限を遵守しなければならない。
～ 12）ジャンプスタートやスタート手順違反の判定に対する抗議は受け付けない。
～ 13）スタート進行中において、タイヤウォーマーや発電機などをグリッド上へ持ち込むことはできない。

第 24 条　ピット作業

～ 1）ピット作業とは、工具や部品等で車両に対して手を加えること、およびライダーの乗降行為を言う。
～ 2）ライダー交代をする時は、エンジンを停止しなければならない。
～ 3）決勝（ファイナルイベント）中に、給油の有無およびライダー交代の有無に関わらず、ピットインした場合は、下図の『ピット滞在時間管理区間』に最低5分間以上滞在しなければならない。また、時間管理は各チームの責任において行うものとし、下図に記載の区間に滞在していた時間を管理するものとする。

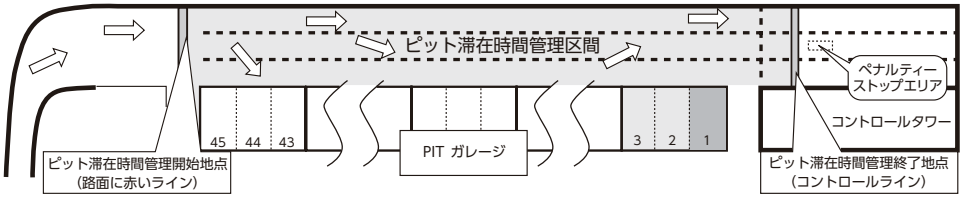

～ 4）車両がピットインしたとき、当該車両のメカニックは自己のピット前の停車区域に出て作業することができる。ピット作業の場合を除いて停車区域に出ること、部品や工具を停車区域に置くことはできない。
～ 5）決勝（ファイナルイベント）中のピット作業要員は、その車両に登録されたライダーおよびピットクルーとする。作業に携わっていない者は停車区域に留まってはならない。
～ 6）ピット内において火の粉が出る作業（サンダー等）はできない。エアツールの使用は認める。
～ 7）スタート前チェック以降、決勝（ファイナルイベント）中にピットボックス内に車両を入れた場合はリタイヤしたとみなす。
～ 8）ピット以外の地点で停車した車両に対して、作業をすることはできない。
～ 9）決勝（ファイナルイベント）中に、フレーム、クランクケース、燃料タンク、キャブレターの交換は認められない。ただし、競技監督が止むを得ない事情と判断し許可しその場合には、交換が認められる場合がある。車両変更手数料を支払い車検員の検査により安全が確認された場合は走行ができる。元の部品を掲示および車検において保管を指示する場合がある。

第 25 条　アトラクションピット

～ 1）決勝（ファイナルイベント）中において、すべての参加チームは指定されたエリアにおいて必ず1回の アトラクションピットを消化しなければならない。

～ 2）アトラクションピットは決勝レーススタート から1時間が経過した段階で消化が可能となる、アトラクションピットの消化はチェッカー予定時刻の1時間前までとする。
～ 3）アトラクションピットの指定エリアや詳しい手順などは公式通知等で掲示される。

第 26 条　ピットサイン

～ 1）ピットサインエリアには、ピットクルー腕章を着用した登録のライダーもしくはピットクルー2名のみが、ピットサインエリアにてサインを送ることができる。
～ 2）ピット前およびピットサインエリアでは傘等の風で飛ばされるものを身に付けてはならない。
～ 3）サンダルおよびヒールの高い履物はピットエリアの立ち入りは禁止とする。ピットクルー要員等の履物は運動靴・スニーカーなどが望ましい。
～ 4）走行中のライダーと無線機（携帯電話含む）等の通信は使用してはならない。
～ 5）ピットサインエリアの専有は禁止とする。ただし、同じ場所を使う他チームの許可を得た場合のみ認められる。
～ 6）ピットサインエリア～ピットボックス間のピットを横断する際にはピットインおよびピットアウトする車両に充分注意するとともに、車両の通行を妨げてはならない。
～ 7）全車スタートが完了し放送の指示が有るまではサインエリアに立ち入らない。
～ 8）使用するサインボードの大きさは 100cm × 60cm の長方形を超えるものであってはならない。
～ 9）ピットサインエリア内には固定式パラソル（幅2mまでのもの）を設置してもよいが、強風等で飛ばされないように対策をしなくてはならない。固定式のアタッチメント等がコース側およびピットレーンにはみ出してはならない。また、ピットサインエリア内の通行を妨げないようにすること。イベント終了後は使用したピットサインエリアは、責任を持って清掃し使用前に戻すこと。

第 27 条　決勝（ファイナルイベント）中の燃料補給

～ 1）1回のピットイン作業で給油できる燃料は3ℓまでとする。
～ 2）各自のチームにて容量2kg以上の消火器を準備すること。施設に設置してある消火器、ピットボックス内の消火器とは別に準備すること。
～ 3）燃料補給とは、燃料給油のため燃料タンクの蓋を開けたところから給油を終え、蓋を閉じこぼれた燃料をふき取るまでをいう。
～ 4）燃料補給を行う場合、各自のピット前の作業エリア（停車区域）にて給油を行わなければならない。
～ 5）燃料補給の前に車両は、スタンドによって完全に支持され安定した状態でなければならない。（スタンドの構造、支持方法は問わない。）
～ 6）エンジンを停止しライダーが降車しなければ、燃料を補給してはならない。
～ 7）燃料補給中は、登録されたピットクルーもしくはライダーが消火器を持ち、火災に備えなければならない。
※燃料タンクの残量確認で燃料タンクの蓋を開け燃料タンク内を見る場合にも、火災に備え消火器を構えて確認すること。
～ 8）燃料給油機器は、参加受付時に主催者より配布される携行缶を使用しなければならない。
～ 9）燃料補給に携わるピットクルー（消火スタッフも含む）は、化繊素材の服およびサンダルの着用は禁止とする。基本的に難燃素材（綿 100％可）の肌の露出の少ない長袖長ズボンの服を着用すること。顔面保護のため、ゴーグルまたはシールド付きのヘルメット装着を強く推奨する。
～ 10）燃料タンクから溢れた燃料は、確実に拭き取らなければならない。

第 28 条　レースの一時停止

競技監督が天候上の理由、あるいはそのほかの理由からレースの中断を決定した場合、赤旗を掲示するかセーフティーカーを導入するの 2 つの方法のいずれかを選択する。

第 29 条　セーフティーカーの導入

競技の一時中立化（事故発生時に競技監督の判断によって、セーフティーカーが介入してレースを一時中立化し、スロー走行で先導し、その間に事故処理を行う方法）。セーフティーカーは、ライダー又はオフィシャルが危険な状況であるが、レースを中断するほどではない場合に使用される。

～ 1）競技監督がフルコースコーションを決定したら、直ちに全ポストから黄旗の振動またはデジタルライトパネルとSC ボード が提示され、セーフティーカーの介入を告知する。また、オレンジ色の回転灯を点灯した1台または複数のセーフティーカーが先頭ライダーの位置に関係なくコースインする。

～ 2）全ての車輌はセーフティーカーを先頭に 1 列に整列しなければならない。この時ライダーの追い越しは厳禁とされる。ライダー間の距離は 10m（車輌 5 台分程度）以内とし、万が一トラブル等で隊列についていけなくなった場合は、後続車輌に合図を送りラインを外して走行すること。

～ 3）セーフティーカーは処理が終了するまで走行を続ける。

～ 4）フルコースコーションの間にピットインすることは許可されるが、ピットアウトは、コースインシグナルの指示に従うこととする。

～ 5）競技監督が次のコントロールラインからの再開を決定したら、セーフティーカーはオレンジ色の回転灯を消灯する。セーフティーカーはその周の終了時点でピットロードに入る。

～ 6　セーフティーカーがピットロードに入り、ライダーがコントロールラインに近づいた時点で、メインフラッグ台から緑旗が振動表示またはデジタルライトパネルが提示され、各グループの先頭がコントロールラインを通過した時点でフルコースコーションは解除されるが、各ライダーはコントロールライン通過までは追越しが禁止される。

～ 7）フルコースコーション中の走行ラップも周回数としてカウントされる。

～ 8）セーフティーカー介入のままチェッカーとなった場合、セーフティーカーとトップとの間にいた車両の周回数は、1 周減算される。

第 30 条　赤旗の掲示

～ 1）全てのポストで赤旗を振動提示する。またライトパネルの併用によって合図される。

～ 2）ライダーは最大限の慎重さと注意をもって進み、必ずその周にピットインしなければならない。競技監督により作業再開の指示があるまで予めピットインしていた車両を含め、全ての車両への作業は禁止される。但し、給油作業中の車両に関しては、一連の作業を終えることとする。赤旗掲示時にピットレーンで作業していた車両及びピットレーンを走行中の車両は、ピットインしていたとみなされピット最低滞在時間も満たされたものとする。

～ 3）公式通知により発表されたレース終了時刻 の 30 分前以後にレースが中断した場合は、レースは成立したものとみなされる。順位はレースが停止される前の周回における順位とする。
《ピットボックスに車両を入れると失格となる》

第 31 条　赤旗中断されたレースの再スタート

～ 1）中断されたレースの再開手順

⑴危険な状態が解消された場合、競技監督は大会審査委員会の同意を得てレースを再開することが出来る。

⑵スタート後先頭車輌と同一周回数の全車が 3 周を走行完了する前に中断した場合、最初のスタートは無効になり、当初のスタート手順よりやり直しとなる。この場合レースの終了は第 1 章　Motoミニ 6Hours特別規則第31条～1）の通りとする。

⑶スタート後、先頭車輌と同一周回数の全車が 3 周以上走行し、レース成立時刻前にレースが中断された場合、レースの最終結果は複数レースの周回数を合算し順位が決定される。

⑷再開されるレースのスタート方法はセーフティーカー先導によるローリングスタートとし、その手順は下記の通りとする。

⑷－１　再開が決定された後、各車輌はピットレーン上に２列に隊列を作って整列をする。

⑷－２　隊列は参加受付時に抽選したスタートグリッドの順番で整列する。ピットレーン出口に停車したセーフティーカーを先頭にピットウォール寄りにグリッド番号１番～７５番までを１列目とし、ピット寄りに最大 76 ～ 160 番までを２列目とする。フルグリッドに満たない場合は該当レースの総参加台数が均等になる様２分割し、１番からその半分のグリッド番号を１列目、その翌グリッドから最終グリッドまでを２列目とする。台数が奇数等により２分割にならない場合は、半数を切り上げし、１列目が１台多い形とする。

例：当日の総参加台数 135 台の場合

１列目は１番グリッド～ 68 番グリッドまで（68 番目を１列目に繰り上げ）

２列目は 69 番グリッド～ 135 番グリッドまで

ただし、競技監督の判断により３列（３グループ）でスタートする場合もある。

⑷－３　メインフラッグ台にてグリーンフラッグが振られ、最初のセーフティーカーに先導された１列目の隊列がスタートする。

⑷－４　最初の隊列がスタートした後、次のセーフティーカーに先導された2列目の隊列がスタートする。この際コース上の全ポストでは黄旗の振動表示またはライトパネルが提示される。

⑷－５　セーフティーカーは回転灯を点けて走行し、２つの隊列はそのまま１列ずつ走行しその間追い越しは禁止する。万が一トラブル等で隊列に付いて行けなくなった場合は、後方車輌に合図を送り、ラインを外して走行すること。

⑷－６　セーフティーカーを先導にしたローリングラップは１周以上行い、ピットインは許可される。

⑷－７　セーフティーカー先導によるスタートが決定されたら、セーフティーカーは回転灯を消灯し、その周の終了時点でピットレーンに入る。

⑷－８　セーフティーカーがピットレーンに入り、ライダーがコントロールラインに近づいた時点でメインフラッグ台からグリーンフラッグが振動表示され、グリーンのライトパネルが点灯される。同時に全ポストから黄旗の振動表示は一斉に解除されレースは再開となる。各自がコントロールラインを通過するまで追い越しは禁止とする。

⑷－９　ローリングラップ中の走行ラップも周回数としてカウントする。

第 32 条　レース終了

～ 1）レース終了時間は公式通知にて発表される。レースの中断があってもレース終了時間は変更にはならない。

～ 2）トップのライダーにチェッカーフラッグが掲示される。チェッカーフラッグは６分間経過した時をもってレース終了となる。

～３）チェッカー後は全車減速する。トップでチェッカーを受けた車両は第４コーナー先から合流するオフィシャルカーの先導を受け、ペースを落として１周する。この際トップでチェッカーを受けた車両は、前方のチェッカーを受けていない車両を追い越さないこと。

第 33 条　順位および完走の認定

～ 1）コース上でチェッカーを受けた時点で、完了する周回数をもとに順位認定が行われる。原則としてチェッカーフラッグはコース上で受けなければならない。

※同一周回数の車両が複数いた場合、すべて同一順位とする。

～ 2）チェッカーの際にピットエリアにいた車両は、自走（手押し可能）でピットレーン上のコントロールラインの延長線上を通過することで、ピットレーン内でもチェッカーを受けた車両として扱う。ただし、チェッカーと同時にピットレーン出口は閉鎖されているため、コースインしてはならない。

またピットレーン上でチェッカーを受けたチームの周回数はチェッカー時点での完了周回数とするが、順位認定についてはコース上でチェッカーを受けたチームが優先され、コース上でチェッカーを受けたチームの次の順位となる。

～ 3）最多周回数チームの走行した周回数の 50%以上を走行したチームは、完走とする。

～ 4）チェッカーが振られた時点で完了する周回数を元に各賞の認定が行われる。

第 34 条　暫定表彰と終了後の車両保管

～ 1）レース終了後、完走したすべての車両は、車両保管解除の許可が出るまでは車両保管場所にて全車車両保管となる。車両保管中は競技役員以外の者が車両に触れる事はできない。

～ 2）いかなる理由があっても、車両保管および再車検は拒否できない。再車検の対象となった車両は車検長の指示があるまで車両保管は解除されない。

～ 3）車両保管解除発表後、保管車両の責任は一切負わない。出場者は車両保管解除と同時に保管車両を速やかに引き取らなければならない。

第 35 条　大会の中止

～ 1）大会組織委員会は、特別な事情が生じた場合、イベントを中止することができる。

～ 2）大会組織委員会の決定に対して全ての関係者は従わなければならない。

～ 3）大会の中止と参加料等の返却は、下記の表のとおりとする。参加者は、その他一切の損害賠償を主催者に請求することはできない。

事　例	出場料	共済会掛金
大会期間中走行が1回も行われず中止	受付をした全チームに返却	共済会の適用となる練習走行が行われなければ返却する
走行は行われ決勝グリッド発表後中止	受付をした全チームに返却	共済会の適用となる練習走行が行われなければ返却する
決勝のスタートが行われたのち中止	返却しない	返却しない

第 36 条　賞典

～ 1）特別賞は以下とし、変更の場合には公式通知にて告知する。

◆ベストマナー賞　総合結果の完走チームの中で、走行中の転倒や接触やトラブル、コース上停止もなくルールマナーを守り模範であったチーム。

◆優秀周回数賞　各クラスにおいて最多周回数を記録したチーム。

◆ユースチーム賞　総合結果の完走チームの中の平均年齢が低かったチーム。

◆最年少ライダー賞　総合結果の完走チームの中で最年少のライダーが登録のチーム。

◆遠くから参加にきたで賞　総合結果の完走チームの中で最も遠方の登録ライダーがいるチーム。

◆ジャンプアップ賞　スタートグリッド順位より、最終順位が最も上がったチーム。

◆アドバイザー賞　アドバイザーが選ぶ今後頑張って欲しい敢闘チーム（未完走チーム含）。

◆MC賞　アナウンサーが選ぶプロフィールコメントが興味深かったチーム（未完走チーム含）。

◆事務局賞　事務局が選ぶ情報の漏れ等なく期限も守られ模範となるチーム（未完走チーム含）。
◆ブービー賞　総合結果の完走チームの中で下位から２番目のチーム。
◆メディア対抗賞　専門誌名が入りチームで最多周回数を記録したチーム。
◆来年リベンジしま賞　総合結果の規定周回数を走行できなかったチームで、最多周回数のチーム。

～ 2）以下の特別賞は、チームの申告より決定される。受理書に同封する申告用紙にて申請をする。
★レディース賞　最も輝いていた女性ライダー。
★ベストデザイン賞　最もデザインが優れていた車両。
★ベストユニフォーム賞　最も輝いていたユニフォームを着用していたチーム。

第 37 条　罰則

反則行為については、罰則を科す場合がある。
～ 1）走行中の反則、妨害行為。
～ 2）イベント期間中の違反に対する罰則は競技監督が大会審査委員会に諮って審査委員会によって決定される。
～ 3）大会審査委員会は状況に応じて罰則を強化・軽減することができる。
～ 4）大会審査委員会およびMotoフェス運営委員会はチームに対して下記の罰則を科することができる。
～5）Motoフェス運営委員会は、アドバイザー・競技監督・副競技監督・大会事務局にて構成される。
～6）イエローカード・レッドカードは悪質なルール違反やマナー違反が見受けられた場合、Motoフェス運営委員会より提示される。なお、提示に対しての抗議は一切認めない。

軽重順位	罰則	内容	決定機関
1	イエローカード	注意…3 枚目のイエローカードを提示された場合はレッドカードの提示を行う	Motoフェス運営委員会
2	罰金	現金20,000円以下	大会審査委員会
3	タイム／ポイント／周回数に対する罰則	当該チームの実際の成績に影響を及ぼすタイム／周回数の加算・減算・順位の変更のペナルティー	大会審査委員会
4	失格	大会、イベント、レースまたは結果から失格となる	大会審査委員会
5	レッドカード	失格の罰則内容に加え、翌年のイベントに登録したチーム員全員の参加が認められない	Motoフェス運営委員会

～ 7）決勝中以外（走行会や公開練習会等）の違反に対する罰則は大会事務局長が大会審査委員会に代わって科すことができる。
～ 8）競技運営団の判定に対して抗議する場合は、抗議料金1万円を添えて通告を受けてから、もしくは暫定結果発表後30分以内に大会事務局にて申請すること。
～ 9）車両に関する抗議はレース終了後30分以内に限り受付けられる。
～ 10）ジャンプスタートに対する罰則は、ライドスルーペナルティーとする。ライダーはペナルティボードが提示されたら3周以内にライドスルーペナルティーを消化しなければならない。提示開始から3周以内にライドスルーペナルティーを消化しない場合は競技結果より5周減算とする。

～ 11) ピット滞在時間不足およびピットレーン速度違反の罰則はペナルティーストップとする。ストップ時間については審査委員会により決定される。ライダーはペナルティストップボードが提示されたら3周以内にペナルティーストップを消化しなければならない。提示開始から3周以内にペナルティーストップを消化しない場合または、チェッカー直前で消化できない場合は競技結果に対して相当の時間の加算・周回数の減算が審査委員会より決定される。
～ 12) ウォームアップラップを行わなかった場合は、それぞれにおいて競技結果から1周減算される。
～ 13) 決勝（ファイナルイベント）中において、1周のラップタイムが基準タイム（2分50秒）を下回ったチームに対しては、3分のペナルティストップが科される。
また基準タイムを下回るラップを複数周回した場合については、下回った周回数分×3分としてペナルティストップが科される。
～ 14) アトラクションピット未消化の場合、競技結果より10周減算する。
～ 15) 指定された駐車枠以外の場所取りや駐車枠の専有が見受けられた場合、当該チームにイエローカードが科される。

第 38 条　負傷時の医務室受診

負傷した際は、必ずサーキット内メディカルセンターの診断を受けなければならない。受診していない場合、共済会の適用から除外される場合がある。

●負傷時の指定病院

⑴芳賀日本赤十字病院
栃木県真岡市中郷 271
TEL：0285-82-2195

⑵済生会宇都宮病院
栃木県宇都宮市竹林町 911-1
TEL：028-626-5500

⑶獨協医科大学病院
栃木県下都賀郡壬生町北小林 880
TEL：0282-86-1111

⑷自治医科大学附属病院
栃木県下野市薬師寺 3311-1
TEL：0285-44-2111

⑸水戸済生会総合病院
茨城県水戸市双葉台 3-3-10
TEL：029-254-5151

⑹水戸医療センター
茨城県東茨城郡茨城町桜の郷 280
TEL：029-240-7711

第 39 条　主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

～ 1）参加申し込みの受付に際して、その理由を示すこと無く、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒むことができる。
～ 2）チーム名が公序良俗に反する場合、公式プログラム・結果表への表記の拒否または変更を命じることができる。

～ 3）競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、健康上の理由による競技出場の可否を最終的に決定することができる。
～ 4）ゼッケンの指定、ピットの割当等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
～ 5）やむを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの氏名登録または変更について許可することができる。
～ 6）すべての参加者、ライダー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可することができる。
～ 7）公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。
～ 8）保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、大会審査委員会の了承を得てレースの延期、中止、およびレース距離の短縮、コースの変更等を決定することができる。

第 40 条　損害の補償

車両の破損：参加者は、車両が競技役員によって保管されている期間をのぞき車両およびその付属品が破損した場合、その責任を各自が負わなければならない。
損傷の責任：行事開催期間中、またはその前後におきたライダーおよびメカニック、ヘルパーの損傷は自らが責任を負うものとする。

第 41 条　大会役員の責任

参加者、ライダーおよびピットクルーは主催者・大会役員・競技役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち大会役員はその職務に最善を尽すことは勿論であるが、もしその行為によって起きた参加者、ライダー、ピットクルーおよび車輌等の損害に対して、大会役員は一切の補償責任のないことをいう。

第 42 条　本規則の解釈

本特別規則およびイベントに関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者はイベント前日までに文書によって質疑申し立てができる。質疑に対する回答は、審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に文書または口頭で通告される。

第 43 条　ブルテンおよび公式通知の発行

本規則に記載されていないイベント運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は、Moto ミニ 6Hours のブルテンもしくは公式通知によって示される。
ブルテンは下記のホームページに掲載される。参加者は参加前に下記ホームページのブルテンの内容を確認すること。

● **https://www.mr-motegi.jp/motofes/**

公式通知は下記のいずれかの方法により参加者に通告される。

1）公式電子掲示板にて掲載される。
2）代表者の住所へ郵送される。
3）公式練習後、あるいは公式練習や決勝前など必要に応じて招集されるライダーズブリーフィングで指示される。
4）場内アナウンスによって案内される。

第 44 条　広告に関する事項

主催者は次のものに関し抹消する権限を有し、かつライダーはこれを拒否するこができない。

～ 1）公序良俗に反するもの

～ 2）政治・宗教に関連したもの

～ 3）イベントに関係するスポンサーと競合するもの

第 45 条　本特別規則の施行

本特別規則は、第 1 条に示されるイベントに適用されるもので、イベントの参加申し込み受付開始と同時に有効となる。

第 46 条　車両規則基本仕様

～ 1）用語の定義

①改造＝オリジナル（車両公認時に装着されたもの）のパーツに対し切削、追加、研磨を行う行為。

②変更＝オリジナル（車両公認時に装着されたもの）のパーツまたは仕様を、他のパーツ・仕様に置き換える行為。

③修理＝転倒などによりダメージを受けたパーツに対し、公認車両と同等の機能に回復される行為。溶接または接着剤により、公認車両と同じ材質の部材追加することのみ許可される。切削、研磨（表面処理を除く）をすることは許可されない。

④材質＝「鉄、アルミニウム、カーボンなど」の分類を指し、製造方法まで規制するものではない。各材質は、各々の材質を主成分としたものである。材質については、必要に応じて製造方法も併記して規制の運用を行う。

⑤素材＝材質と製造方法を含む。

⑥フレーム＝エンジンが取り付けられている部分を中心にステアリング取付け部分とリヤサスペンション取付け部分を含む構造体のこと。シートを取付けるためのサブフレームはフレーム本体に溶接されている場合はフレームとみなす。ボルトオン（脱着可能）のものはフレームとみなさない。

～ 2）参加車両

GROM、MONKEY125、KSR110、Z125PRO(公道用一般車両)および排気量が100cc以下の4サイクルエンジンを搭載した公道用一般市販車と下記の一部の競技専用車両。

YAMAHA　TTR90

HONDA　HRC GROM、NSF100、XR100R、CRF100F、XR80、XR70、XR50、CRF50、Z50R、ドリーム50R

～ 3）フレーム

・フレームの載せ換え､改造、加工は禁止とする｡ただし､不要なステーの切断､カウル取り付けの為のステーとハンドルストッパーの溶接は認められる。燃料タンクやステップ取り付けのための溶接や、フレーム補強と主催者が判断するものは認められない。メインスタンド、サイドスタンドブラケットおよびピリオンステップブラケットのカットも認められる。

・フレームに車体番号が無い物は盗難品の使用を防ぐために使用できない。
ただし、フレームの破損等により交換した場合は販売店の販売証明書または譲渡証明書があれば参加を認める場合がある。ただし、過去に証明書を提出した者の再提出は不要とする。
※証明書は決勝の車検時に持参すること。(コピー可)

・オリジナルフレームでの参加できない。フレームの加工は禁止する。

・プロテクティブコーン取付け部カウル面（プロテクティブコーン前後５０mm程度まで）を基準面としフェアリング最大幅を基準面としない。

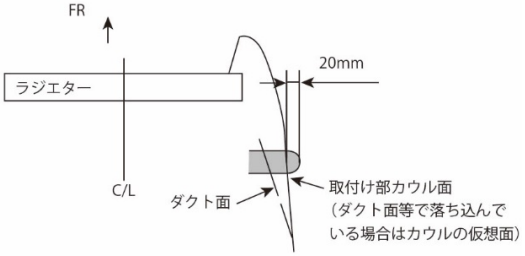

～ 4）ナンバープレート（ゼッケン）

・車両のフロントとシートカウルの両サイドにゼッケンナンバーが装着され、観客とオフィシャルが明白に認識できるようにしなければならない。また、ライダーが自分のシートに座った時に身体で隠れてしまわないようにすること。
ただし、アンダーカウルが装備され、サポートナンバーが規定の寸法で貼り付け可能な車両についてはシートカウルまたはシート上部に数字の上部をライダーに向けるようにゼッケンナンバーを装備することが認められる。サポートナンバーとは、アンダーカウル内で前後のタイヤの上端を結ぶ線の下部内の左右両面にゼッケンを装着する事の出来る車両で、貼り付け位置は、アンダーカウル後端部を推奨位置とする。

・ゼッケンベースを取り付ける場合、楕円形または長方形で頑丈な材質でなくてはならない。最低寸法は横 250 mm×縦 190 mmの貼り付け面積を確保したものをマシンの前と左右、３箇所にスペースを取ること。もしくは別個のナンバープレートを装着する代わりにボディーまたはフェアリング両サイドに同寸法のスペースをつや消しでペイントするかあるいは固定することが認めらる。

・ゼッケンナンバーの色数字の字体は、ゴシック体とし、数字間は最低10mm空けなければならず、いかなる場合においても文字は判別しやすいようにすること。なお、ナンバーをつけるためのアンダーカウルの形状変更は認められる。アッパーカウルとアンダーカウルの分割位置も変更可能。

・正規のナンバーと混同する恐れのあるその他のナンバープレート、またはマーキングは競技会の開始前にすべて取り外すこと。

～ 5）ボディワーク（フェアリング、ウィンドスクリーン、エアダクト）

・追突や接触時の危険を避けるため、車輌の一部がリアタイヤの最後端より後ろに出ないようにすること。

・エンジンおよびその他のすべての電気部品を停止する事のできる効果的なエンジンストップスイッチがハンドルレバーのグリップを握った状態で手の届く範囲に取り付けること。
レースのために取り外さなければならない部品

・下記の部品を取り外すこと。
ヘッドライト／テールライト／ウインカー／リフレクター
バックミラー
ナンバープレートと、リヤフェンダーと別体式の場合のナンバープレートブラケット
セーフティバー／サイドスタンド／メインスタンド
同乗者用フットレスト／グラブレール
シートレールに取り付けられた荷掛けフック（溶接されたものの切削も可）
ホーン
その他車検時に安全上取り外しを指示された部品

・製造時にカウリング装着されていたものは、アフターマーケットのものへ変更は認められる。そのための取り付けブラケットの改造・変更は認められる。ただし、露出しているエッジはすべて丸めること。部品が走行中に脱落しない様に、ボルト・ナットまたはビス等で確実に固定すること。

・製造時のカウリングを交換した場合はカウリングの吸気口のメッシュフィンは付いてなくても良い。

・ウインドスクリーンの先端と全てのフェアリングの露出部分の先端は丸めること。

・リヤフェンダーの形状変更、追加・削除することができる。

～ 6）ボルト・ナット

・ボルトおよびナットは変更を含めて自由とするが、フロント／リヤホイールスピンドル、リヤフォ

－クピボット、エンジンハンガー、ステムシャフトに軽合金製およびチタニウム製のボルト・ナットの使用は禁止する。

～ 7）突起物

・車両にライダー等を傷つける恐れのある突起物（尖ったレバーや破損して鋭利になった部分）がある場合は必ず除去すること。
例：フレームにタンデムステップが溶接されている「ＸＲ１００モタード」の場合は、安全性を高めるために柔軟性のある物（ゴムやウレタンスポンジなど）で覆うかステーを切断すること。
※エイプの場合はボルトで付いており、パーツの取り外しでよい。

・転倒時の車両ダメージを最小限に抑えるためフレームにプロテクティブコーンの取付けが認められる。ただし使用するプロテクティブコーンの先端を10㎜以上の曲面で面取りすること。またプロテクティブコーンにエンジン保護以外の機能を持たせることは禁止とする。

・尖っているエッジは、少なくとも半径８㎜の丸みを持たせること。（ブレーキクラッチレバー、ハンドルバーエンド、ブレーキ／シフトペダル、フットレスト等）

・ハンドルバーの末端が露出している場合は、固形物質を詰めるかゴムでカバーすること。

～ 8）ハンドルストッパー

・ライダーの指が挟まれないようにするために、ハンドルを左右いっぱいに切ってもハンドルバー（レバーを含む）と燃料タンクの間に最低２０㎜の間隔があるように、ストッパー（ステアリングダンパー以外のもの）を取りつけてください。ステアリング・ダンパーを追加する、またはアフターマーケット・ダンパーに変更することができる。ステアリングダンパーをハンドルストッパーとしての使用はできない

～ 9）シート・シートカウル

・ライディングポジション調整のための最小限度の部品 (パッド、樹脂類など) を追加することが認められる。ただし後端がタイヤよりはみ出ないようにすること。

～ 10）アンダーカウル

・必ず使用している車両のエンジンオイル全容量を受け止める事のできる容量と形状を確保しているアンダーカウルを装着しなければならない。また、エンジンのどこからオイルが出ても受け止められるようにエンジン下面をすべて覆うこと。アンダーカウルには水抜きの穴を設けること。この穴はドライコンディションの時は閉じ、競技役員の指示があった場合のみ開ける事ができること。

・アンダーカウルの取り付けはフレーム等にしっかりと取り付け、走行中に脱落したり路面に接地しないような構造にすること。タイラップやワイヤーだけでの固定方法は禁止とする。
※毎年コース上にアンダーカウルを落とす車両が多く、大変危険なため取り付けはしっかり行うこと。

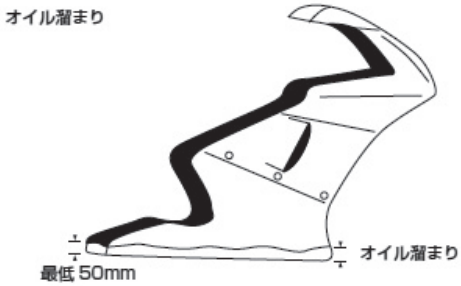

～ 11）スタンドブラケット

・リヤホイールスタンドのブラケットはリヤフォーク（スイングアーム）に取り付けるための加工、またはボルト止めが認められる。但し必要以上に長く鋭角なものは安全上使用が認められない

場合がある。
・ブラケットを取り付けするためのフェアリングのカットは認められる。
但し、ブラケットとフェアリングのクリアランスを５㎜以上取ること。

～ 12）チェーンガード＆スプロケットガード
・必ずチェーンガード＆スプロケットガード（フロントおよびリア）を取り付けること。
※チェーンガードについては、メーカー純正で装着されているもので可とする。
・チェーンとリアスプロケットの間に身体の一部が誤ってはさまれることがないように、リア・スプロケットガードを取り付けること。そのリア・スプロケットガードはスプロケットとドライブチェーンの正回転方向の噛合部を覆う物を使用してください。材質は金属、頑強なプラスチックまたは樹脂とし、取り付け方法はスイングアームにボルト・オンまたは溶接し、安易に脱落しないよう確実に固定すること。タイラップやワイヤー等のみでの取り付けは認められない。形状はチェーンとスプロケットの間にライダーの手足が巻き込まれないという目的にかなったもので、外観部にシャープエッジでないこと。リアフォークの補強とリア・スプロケットガードを兼ねることは認められる。リア・スプロケットガードの板厚は最低2mm以上の厚みが必要。
・車両にはフロント・スプロケットガードを装着すること。ただし、純正のスプロケットガードを使用し逆シフトにする際に、フロント・スプロケットガードが干渉する場合には最小限の加工が認められる。しかし本来の機能が果たせなくなるような加工は認められない。

～ 13）スプロケット・ドライブチェーン
・スプロケットおよびドライブチェーンはサイズも含めて変更が認められる。ただし、ドライブチェーンはモーターサイクル用のものに限定される。

～ 14）エキゾーストパイプおよびシステム
・エキゾーストパイプとサイレンサーの交換は認める（NSF100 クラスは除く）。ただし、非常に音量の大きい車両は運営に支障をきたす場合があるため下記の排気音量を超えてはならない。
・音量は4, 000rpmで測定時、99dB／A以下とすること。
違反した場合は失格になる場合がある。
※測定方法：測定のためのマイクロフォンの位置は、排気管後方端から 500mm で、車体の中心線から後方 45 度で排気管と同じ高さとする。但し、高さが 200mm 以下である場合は 45 度上方の点で行う。ギヤはニュートラルにしてエンジンを回転させ、所定の回転数に達するまでエンジンの回転を増していき、測定は所定の回転数に達したときに行う。（公開練習で任意の音量測定/お試し測定の機会を設ける。）
・エキゾーストパイプの後端はリアタイヤの後端垂直線より後ろにあってはならない。
またエキゾースト・パイプ先端を含む鋭利な部分は丸みを帯びさせていなければならない。
エキゾースト・パイプ先端を含む鋭利な部分の丸みを帯びさせるとは、エキゾースト・パイプ先端の板厚が 2㎜以上、その角部は 0.5R 以上とする。板厚を確保するために複数の板の溶接構造は可とする。
・排気ガスは後方に排出しなければなりませんが、ほこりを立てたり、タイヤやブレーキを汚し

たり、他のライダーに迷惑を掛けるような放出方法は認められない。

～ 15）ハンドルバー・レバー類

・ハンドルバーおよびグリップは改造および変更が認められる。形式（パイプタイプ、セパレートタイプ）の変更も可能。

・ブレーキレバー／クラッチレバー（ホルダーを含む）およびブレーキ／クラッチケーブル／スロットルケーブルの変更が認められる。

・ブレーキレバーに関しては、調整機構つきのものも認められるが、リモート式への変更は認められない。

・ハイスロットルのためのスロットルホルダーの変更は認められる。

・スロットルワイヤーの改造および変更が認められる。

・アクセルは手で握っていないときは、自動的に閉じる仕様にしなければならない。

・ブレーキ／クラッチレバーの先端はボール状にすること。このボールを平たくすることができるが、端部は丸みをもたせること。

・車両には、他の車両との接触等の場合に、ブレーキレバーが作動しないようにブレーキレバープロテクションを装備しなければならない。

・装着の際には、スロットルグリップの作動に支障がないように注意すること。

・クラッチレバープロテクションの装着も認められる。

・レバープロテクターの最大幅は、取り付け部を含めて左右のグリップラバーエンドから 50 mm 以上突出していないこと。形状は自由とするが、鋭利な部品やエッジが無い状態で、取り付け方法は方持ちタイプに限定される。レバープロテクションの材質は、樹脂製（ただし、カーボンケブラーは禁止）またはアルミニウム製に限定される。レバープロテクター装着の際に最小限の加工は認められる。

～ 16）ワイヤーハーネス・スイッチ類・CDI ユニット・スパークプラグ

・ワイヤーハーネスは自作を含めて、改造および変更ができる。

・スイッチ類の変更が認められる。

・ＣＤＩユニットおよびイグニッションコイルの変更が認められる。

・スパークプラグ、ハイテンションコード、プラグキャップの変更が認められる。

～ 17）エンジンストップスイッチ

・緊急時エンジンを停止できるスイッチを必ず取りつけること。

・エンジンストップスイッチはハンドルを握ったまま操作できる位置に取りつけること。

～ 18）始動装置

・すべての車両にキックまたはセルスターターによる始動装置を装備すること。押しがけによる始動は禁止とする。

・バッテリーの変更および取り外しも認められる。

～ 19）フットレスト・チェンジレバー・ブレーキペダル

・フットレストの改造および変更は認めるが、下記条件を満たさなければならない。ただし車両公認時から改造および変更しない場 合は、突起物を取り外し車検長の許可を得れば下記仕様を満たさなくても使用でき る。なお、ＡＰＥ１００などメーカー純正ステップをそのまま使用している車 両で、ゴムタイプのステップが削れて心棒が露出しないよう、ゴム部分の交換をしなくてはならない。また、ステップに取付けられているバンクセンサーボルトも外すこと。決勝中にステップが削れて心棒が露出した場合も 含み、先端が鋭利なものは一切不可となるので必ず丸く加工すること。

・ブラケットの改造および変更によりステップおよびブレーキペダルの位置を移動することは認められるが、加工せずに取付けできる様にブラケットは元の取付け位置に固定すること。

・フットレストの先端は、最低半径８mmの中空ではない一体構造の球状にすること。
・折りたたみ式の場合は、自動的に戻るようにすること。
・折りたたみ式でないフットレストには、アルミニウム、プラスチック、テフロン、または、同等の材質でできたエンドプラグ（最低半径８㎜以上）にて先端を固定すること。

～ 20）ブレーキ

・各ホイールに最低 1 つの効果的なブレーキがなければならず、これは各ホイール別々に作動しなければならない。
・前後ブレーキパッドとホースの変更は認められる。
・ブレーキホース変更に伴うバンジョウボルトの変更は認められる。鉄製・ステンレス製のボルトを推奨する。
・ブレーキフルードの変更は認められる。
・フロントとリアのブレーキディスクの変更は可とするが、交換されるブレーキディスクの材質は鉄素材（ステンレス含む）のみとする。
・ブレーキパッドスプリングの取り外しおよび加工は認められない。
・βピン付のパッドピンを使っている場合はβピンにワイヤーロックをすること。
・フロントとリアのブレーキマスターシリンダーの変更も認められる。
・フロントとリアのブレーキリザーバータンクステー取り付け位置の変更と追加を認められる。
・マスターシリンダーおよびキャリパーへのガードプレートの取付けが認められる。

～ 21）タイヤ・ホイール

・タイヤウォーマーの使用を認める。
ただし、グリッド上にタイヤウォーマーと発電機を持ち込むことはできない。
・ホイールは 12 インチ以上とし、サイズに関わらずスリックタイヤは使用できない。ウェットタイヤ（公道雨天タイヤを含む）を使用可とする。市販時に 12 インチ未満のホイールが装着されている車両も、ホイールサイズを 12 インチ以上にすれば参加を可とする。
・12 インチタイヤ使用車両は、下記の競技専用指定タイヤのみに使用が限定され、指定タイヤ以外のタイヤではイベント・公開練習および４ストミニバイク走行会にも参加できない。
※指定タイヤに追加や変更があった場合は、ブルテンにて発表 する。

競技用専用指定タイヤ(2021 年 1 月現在)

	ドライ		ウェット
	フロント	リア	
ブリヂストン	RACING MINI SO1 RACING MINI SO1 Soft	RACING MINI SO2	BT-601SS WET NHS
ダンロップ	KR337／KR337 PRO		KR345

・12 インチ以外のホイールを使用の場合、タイヤ銘柄の指定はないが、タイヤのスピードレンジ P(150km/h) 以上を使用しなければならない。
・タイヤへの追加工（ハンドカット等）は禁止とする。

～ 22）燃料タンク

・燃料タンクは必ず装着しなければならない。
・タンクの改造・変更などについては各クラスの車両規則に準ずる。
・燃料タンクブリーザーパイプにはノン・リターンバルブを取り付けなくてはならない。これは適切な耐油性のある材質でできた透明で（中身が一目でわかるもの）容量 250cc 以上のキャッチタンクに排出すること。

・競技専用車両を除いた車両で市販状態のノーマルタンクとタンクフィラーキャップを無加工で使用の場合は、燃料タンクにノン・リターンバルブを取付けなくても可とする。
・燃料タンクフィラーキャップは閉じた状態で漏れてはならない。さらに、いかなる場合においても誤って開く事がないように完全にロックすること。
・燃料タンクは単体で外せる状態にすること（GROM 車両除く）。また、シートおよびシートカウル等と切り離せる状態で固定すること。ただしタンクカバーは除く。
・給油のために容易に脱着できる取替えタンクは使用できない。スペアタンクの登録・使用はできないが、イベント中は競技監督がやむ得ない事情（転倒等による破損）と判断し許可した場合は交換が認められる。
・XR100 等の樹脂製（ポリカーボネート FRP など）燃料タンクの車両について燃料タンクにシュラウドのないタイプの車両については、金属もしくはプラスチック製のタンクカバーを装着すること。
・ガソリン残量を確認するためのタンク外側へのチューブ等の取り付けは禁止とする。転倒時に路面と接触しないタンク底面に取り付けるバイパスは認められる。
※車検時に漏れのある物や、明らかに強度に問題があると判断されたタンクは使用できない。（破損しているノーマルタンクも含む）

～ 23）オイル / ガソリンキャッチタンク
・エンジンオイル、グリス類は、どのような種類、グレードおよびメーカー問わず使用を認める。
・オイルキャッチタンクは金属製で 500cc 以上のものを使用してください（飲料水などの空き缶は使用不可）。転倒時、路面に接触せず転倒した場合も容易に脱落・破損しないものを使用しなければならない。取り付けはボルトオン、もしくは金属製のバンドでしっかりと固定とし、タイラップでの固定は禁止とする。
※オイルキャッチタンクとはエンジンブリーザーからオイルを受取る物で、エンジン→キャッチタンク→キャブレター吸入口の大気開放。エアファンネルの場合はエアファンネル内にホース出口を引き込み固定。パワーフィルターの場合は接続すること。
・ブリーザーシステムのパイプ類は耐油・耐熱・耐圧性のある素材で、パイプ類の締め付けは金属性バンドを使用すること。タイラップでの締め付けは禁止とする。
・ブリーザー付き燃料タンクおよびキャブレターにはガソリンキャッチタンクを必ず装着すること。ガソリンキャッチタンクにはガソリンタンクの燃料オーバーフローを受け止めるものと、キャブレターからのオーバーフローを受け止めること。双方の機能を兼ねているものでも認められる。
また、転倒時にコース上にガソリンがこぼれる事を防ぐため、キャブレターのエアベントからもチューブを出しキャッチタンクに入れること。
※一部キャブレターにはエアベントチューブを付けると、通路をふさがれる場合がありますので、その場合はオーバーフローのみでも可とする。
・ガソリンキャッチタンクの容器は外見から中身が確認できる耐油性（耐ガソリン）の容器を使用すること。空き缶やペットボトルは使用できない。
・ガソリンキャッチタンク内のガソリンはコースインする前に空の状態にすること（走行中に溢れないようにご注意すること）。また、ガソリンキャッチタンク内のガソリンはガソリンタンクに戻す事はできない。
※Motoフェスティバル走行会において無料で車両相談を実施しています。仕様や改造変更等、実車を見ながら確認できますので、是非ご利用ください。

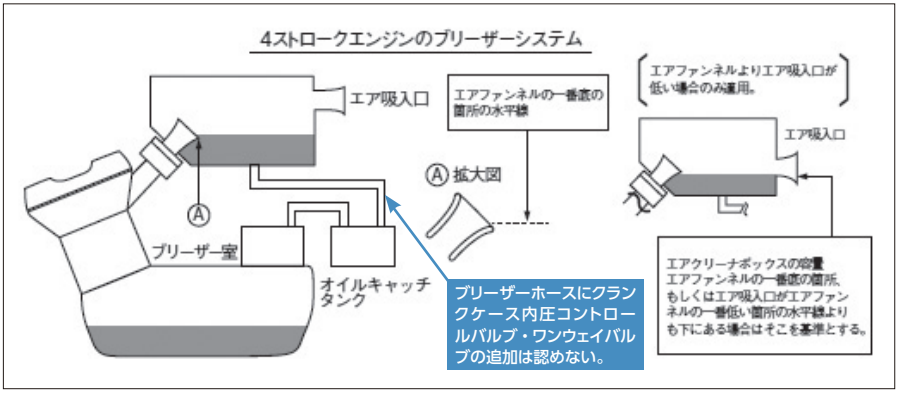

～ 24）オイルドレンボルト・オイルフィラーキャップ

・オイルドレンボルトおよびオイルフィラーキャップは閉じた状態で漏れないようにすること。さらにこれは如何なる場合においても誤って開くことのないように完全にワイヤーロックしなければならない。また、フィラーキャップをブリーザーチューブ等を装着するために変更している場合は、ホース等を固定するためのワイヤリングを行うこと。

・全てのドレーンプラグはワイヤーロックしなければならない。外部オイルフィルタースクリューおよびオイルフィルターボルトでオイルパンに進入するもの、オイルクーラ ー、フロントフォークドレンボルト等のオイル供給パイプについても全て安全にワイヤーロックしなければならない。

※ワイヤーは 0.5mm 以上の物をご使用すること。

※ワイヤーロックのためのボルト・ナット等への穴あけ加工は認めらる。

※ワイヤーロックは締め方向にテンションをかけること。

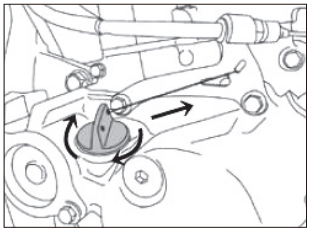

～ 25）テレメトリー

・走行しているバイクへの情報を伝える、または動いているバイクからの情報を得ることは禁止とする。例えば無線や携帯電話をヘルメットに内蔵してチームとやり取りをする事などは一切禁止とする。

～ 26）カメラ搭載について

競技車両へのカメラ搭載については、以下誓約項目を厳守できるもののみ取付けが許可される。公式車検において取付状態の確認を受けること。

(カメラ取付方法)

①カメラにストラップ穴がない場合

防水カバーにタイラップ等を巻き、カバーをマウントしているステーと車体間をワイヤリングし、脱落落防止すること。

②カメラにストラップ穴がある場合

カメラのストラップ穴と車体間をワイヤリングし、脱落防止すること。

③上記①・②に該当しないカメラの場合

ガムテープ等でカメラ本体と車体間を確実に固定し、脱落防止すること。

(誓約項目)
1. 私はヘルメット及び装備品に、ウェアラブルカメラを取り付けないことを誓約します。
2. 私は、車載カメラを競技車輌に安全上確実な方法で取り付けを行ないます。
3. 私は、競技車輌に車載カメラを搭載するにあたり、撮影したものを以下１）～３）の内容で使用しないことを誓約します。
   １）個人の私的利用の範囲を超え、営利目的の使用
   ２）広告宣伝活動等
   ３）レース競技判定等
4. 私は、車両回収および車両撤去時において、万が一車載カメラが破損した際も、その当事者や主催者に一切の損害賠償責任は問わないことを誓約します。

～ 27）決勝中のパーツ交換について

決勝中の以下のパーツの交換はできない。ただし、競技監督が許可した場合のみ可能となる。

・メインフレーム　※10,000円の手数料が必要。
・クランクケース　※10,000円の手数料が必要。
・燃料タンク　※10,000円の手数料が必要。
・キャブレター / スロットルボディー（ジェット類、ニードル等のセッティングパーツを除きます）
※許可無く交換した場合は罰則が科せられる。

第47条　グロメットクラス(GROM、MONKEY125)およびミニグリーンクラス (KSR110、Z125PRO) 車両規則

～ 1）参加車両

・グロメットクラスは以下の車両が参加できる。
㈱ホンダモーターサイクルジャパンより一般市販されている GROM（並行輸入車は参加出来ない。）。
㈱ホンダモーターサイクルジャパンより一般市販されている MONKEY125（型式 2BJ-JB02）。
㈱ホンダ・レーシング (HRC) より販売されている 4 速ミッションの『HRC GROM レースベース車』。
※ 5 速ミッションの『HRC GROM レースベース車』は参加できない。
・ミニグリーンクラスは以下の車両が参加できる。
㈱カワサキモータースジャパンより一般市販されているKSR110、KSR110PRO、Z125PRO (並 行 輸入車は参加出来ない)。

～ 2）ボディーワーク

1) フェアリングの追加が認 められる。ただし、一般市販の 5 速ミッションのＧＲＯＭと『HRC GROM レースベース車』はフェアリングの追加は認められない。(旧型車両に対する救済措置) ゼッケンナンバープレートを兼ねたアッパーカウルと、規定のオイル量を保持できるアンダーカウルおよびそれらを取り付ける為のステーの追加が認められる。ただし、カウルを追加する場合の取り付けはアッパーカウルとアンダーカウルは個々に独立して保持される構造にすること。フェアリングの最大幅 550mm を超えてはならない。

2) シートの変更が認められる。シートまたはその後方にあるすべてのものは、幅 400mm を超えてはならない（エキゾーストパイプを除く）。シートカウルの後端は、リヤタイヤ後端から垂直に引かれた線より後ろに出てはならない。シートレールの交換はできない。余分なステーのカット、取り付けのためのシートレールの最低限の加工は許可される。

3) フロントフェンダー変更の場合、フロントフェンダーはフロントホイールスピンドル水平線前方上方 45° から、フロントホイールスピンドルを通る水平線より上方の範囲でなければならない。フロントフェンダーにウイングを装着することは禁止される。
ただし、タイヤとの干渉を防ぐ目的として最低限の改造および追加が認められる。追加したも

のが走行時に脱落しないようにボルト・ナットまたはビス等で確実に固定すること。タイラップによる固定は禁止とする。

4）ナンバーブラケット用ステーの取り外しは認められる。

～ 3）ブレーキ

1）リモート式のブレーキレバーへの変更は禁止とする。

～ 4）タイヤ・ホイール

1）ホイールの変更・サイズの変更が認められる。ただし、材質はアルミニウムまたは鉄ホイールに限定される。市販車にフロントフォークとリヤフォークの改造なしで取り付けられること。

2）スピードメーター駆動部の取り外しとスペーサー（カラー）の変更が認められる。

～ 5）エンジン関連

・エンジンは、メーカー出荷時の純正品とする。ただし、以下のエンジン関連部品については、アフターマーケット品を含め以下の内容が認められる。

※ハイカム、ハイコンプピストンは使用できない。

1）スパークプラグ、ハイテンションコード、プラグキャップの変更

2）アクセルワイヤー、クラッチワイヤー、スロットルグリップの改造および変更

3）CDI ユニット、イグニッションコイルの変更

4）ECU（エンジンコントロールユニット）のユニット変更およびデータの変更
グロメットクラスは「HRC 製 ECU」または「純正 ECU」のみに変更が限られる。

5）サブコンの追加
グロメットクラスは「純正 ECU」使用時に限り、サブコンの使用が認められる。

6）ワイヤーハーネス・スイッチ類の改造および変更

7）リミッター解除装置の追加

8）クラッチスプリングの変更

9）KSR110、KSR110PRO に限りマニュアルクラッチへの変更が認められる。

～ 6）キャブレター／スロットルボディー

1）KSR110 に限りキャブレターセッティングパーツおよびベンチュリー口径φ 22 で型式違いのキャブレターに変更が認められる。

2）グロメットクラスおよび Z125PROは、スロットルボディーおよびインジェクターは市販時から改造、変更することはできない。

～ 7）ギヤレシオ／チェーン

・ドライブおよびドリブンスプロケットの変更が認められる。

・ドライブチェーンは市販車と同じ材質およびサイズのものであれば変更が認められる。

・グロメットクラスはミッションの変更はできない。

・KSR110 はアフターマーケット品のミッション（セットおよび段数変更含む）への変更が認められる。

・Z125PRO はミッションの変更はできない。

～ 8）吸気系

1）エアクリーナーエレメントは改造、変更もしくは取り外しを認められる。

2）吸気系（エアクリーナー回り）

⑴ KSR110 は、キャブレターとエンジンを接続するインシュレターおよびインレットパイプは、取り外しもしくはキャブレターのエンジン側の口径と同径までのアフターマーケット品に変更するか追加工が出来る。

⑵スロットルとエアクリーナーを接続するコネクティングチューブは改造が認められる。取り外しおよび変更は禁止とする。

⑶エアクリナーボックスは市販車から変更は禁止とする。ただし、下記については除外とする。

・外観を変更しない範囲で、内部の改造が認められる。
・エアクリーナーに取り付けられている吸気ダクトは、改造および取り外しが認められる。
・KSR110 はエアクリーナーボックス内の隔壁のみ切除が認められる。
⑷クローズドブリーザーシステムを市販車仕様から変更することは禁止とする。

～ 9）排気系
1）エミッション対策用２次空気供給装置はパイプ部分で孔を塞ぐことは可とする。エンジン内部で、孔を塞ぐ加工をすることは禁止とする。

～ 10）燃料系
1）燃料タンクおよびフューエルコック、フューエルライン、フューエルコネクターの改造および変更はできない。
2）燃料ポンプおよびプレッシャーレギュレーターは市販車から改造および変更はできない。

～ 11）サスペンション
1）フロントサスペンションはオイルの変更・油面の調整、プリロード調整用のカラーの改造、変更および取り付け位置調整による車高変更は認められる。フォークキャップの変更を含めて、プリロードアジャスターの追加も認められる。５速ミッションでない一般市販ＧＲＯＭとKSR110 に限り、スプリングの変更も認められる。
2）フロントフォークの内部パーツの変更が認められる。バルブ形式の変更や追加も認められる。(アウターとインナーチューブの変更はできない。)
3）リヤサスペンションはフレームとリヤフォークを改造しないで取り付けられるスプリングおよびカラー（ワッシャーおよびプリロード調整機構含む）を追加、変更することが認められる。バンプラバーは各機種毎に指定された長さまで、市販車に装備された状態から長さ調整（カット）することが認められる。

～ 12）計器類
1）市販車に標準装備されている計器類から追加および変更が認められる。
2）タコメーター装備の為に車輌への最低限の加工が認められる。
3）スピードメーターの駆動用ギヤおよびワイヤーの取り外しが認められる。

～ 13）電装系
・バッテリーは変更することが出来るが、セルスターターによる始動装置が装備された市販車はスタータースイッチで、始動装置が作動してエンジンが始動出来ること。
※押しがけでの始動は禁止

第 48 条　エンジョイクラス車両規則

《エンジョイクラスの趣旨》
「車両にあまりお金をかけたくない」「初参戦だからまずはノーマルに近い車両で参戦」という方が楽しめるように改造範囲を制限しています。例えば、エンジョイクラスの規則の中で車両を作り込み、「軽く速いライダーを集めて優勝を狙う！」というチームはエンジョイクラスの趣旨に合わない為、Motoミニクラスや2023 Motoミニ NEO STANDARDへ参加ください。

車両規則基本仕様に加えて下記の制限が加えられる。

～ 1）参加車両
排気量が 100 ｃｃ以下の４サイクルエンジンを搭載した公道用一般市販車
APE100、APE100 タイプ D、XR100 モタードのみとする。

～ 2）燃料タンク
一般市販他車種の純正タンク流用とバイパス加工は認められるが、取り付けに関するステーの追加

など最小限の加工を除きオリジナルタンクやバイパス加工以外の溶接・切削・加工等すべてを禁止とする。

～ 3）タイヤ・ホイール

・メーカー出荷時のホイールサイズからサイズを変更は禁止とする。
（12 インチから 17 インチに変更できない）

～ 4）オイルクーラー

・オイルクーラーは使用できない。

～ 5）エンジン関連

・シリンダーを純正部品以外へ変更および改造は禁止とする。
カムシャフト、カムバルブ、バルブスプリング等の変更および改造は認められる。
カムバルブ変更に伴うバルブシート面すり合わせについては、改造とみなさない。
・ピストンを純正部品以外へ変更および改造することは禁止とする。
・シリンダーヘッドは市販時の純正品を使用しなければならない。改造も不可とする。
・６速のミッションは使用できない。
・オイルシャワー機能は使用できない。

～ 6）キャブレター／スロットルボディー

・キャブレターは自然吸気のみとし、過給器の使用、フュエルインジェクションは使用できない。
・キャブレター本体のベンチュリー口径は 22 Φ相当以下とする。なお、オーバル形状のキャブレター（XR100R 等）については、横と縦の直径を計測し、22 Φ相当か判断する。
※XRのノーマルキャブレターは使用を可とする。
※リストラクターによって 22 Φにしても参加は認められない。また、ベンチュリー部分の加工による調整は一切不可とする。
（例）22 Φのキャブレターにスリーブ入れ 22 Φにする等。
・キャブレターの各ジェットおよびニードル類、フュエルホース、エアファンネル、インシュレーター、コネクティングチューブの変更が認められる。

～ 7）サスペンション

・倒立式のフロントサスペンションは使用できない。
（フロントのみ制限いたします。）

第 49 条　Motoミニクラス車両規則

車両規則基本仕様に下記の制限が加えられる。

～ 1）参加車両

排気量が 100 ｃｃ以下の 4 サイクルエンジンを搭載した公道用一般市販車および下記の一部の競技専用車両。
YAMAHA　TTR90
HONDA　 XR100R、CRF100F、XR80、XR70、XR50、CRF50、Z50R、ドリーム 50R

～ 2）オイルクーラー

・Moto ミニクラスのみオイルクーラーを取り付けることができる。
・オイルクーラーホースの取り付けについては、ねじ込み式ジョイントでなければならない。バンドでのホース固定は禁止する。（図 1 参照）
・オイルクーラーホースは必ず耐熱・耐圧・耐油ホースを使用すること。
・オイルクーラー本体は、堅牢なステーで車両本体（フレーム）に確実に取りつけること。
その為のステー追加とフレームへの最小限の加工は認める。

・オイルシャワーは使用できない。

～ 3）エンジン関連
・ボルトオンで乗せ換え可能な同型エンジンへの変更認められる。
・排気量１００cc以下を守る範囲で改造および変更が認められる。
・ミッションは６速までの範囲で変更が認められる。
・ウェットタイプからドライタイプへのクラッチの変更が認められる。
・クラッチワイヤーの改造および変更が認められる。

～ 4）キャブレター / スロットルボディー
・キャブレターは自然吸気のみとし、過給器の使用、フェールインジェクションは使用できない。
・キャブレター本体のベンチュリー口径は22Φ相当以下とする。なお、オーバル形状のキャブレター（XR100R等）については、横と縦の直径を計測し、22Φ相当か判定する。
※エイプ、XR , ドリーム50等のノーマルキャブレターは使用を認める。
※リストリクターによる口径制限はありませんので、24Φのキャブレターをリストリクターによって22Φにしても参加は認められない。また、ベンチュリー部分の加工による調整は一切不可とする。
（例）24Φのキャブレターにスリーブを入れ22Φにする等。
・キャブレターの各ジェットおよびニードル類、フューエルホース、エアファンネル、インシュレーター、コネクティングチューブの変更が認められる。

～ 5）燃料タンク
・改造（追加加工含む）および自作したタンクも使用できる。ただし、事前に公開練習会や走行会で実施される車検相談会にてガソリン漏れ等が無いかチェックを受けなくてはならない。公式車検において、改造タンク申請書を提出しなくてはならない。
・改造（追加加工含む）および自作したタンクを使用の場合は、タンク内に防爆材を完全に補充すること。
※防爆材 ･･･ 耐ガソリンのスポンジ形状のもので、ガソリンの急激な移動を防止する。
大型2輪用品販売店等でも販売されている。開催日までに用意が間に合わないなどがないよう早めに準備すること。
・車両に固定された1つの燃料タンクに燃料を入れること。シートタンクおよび補助タンクの取り付けは禁止とする。

～ 6）ボディーワーク
・カウリングをアフターマーケットのものに変更することを認める。また、外観の変更も認められる。Motoフェスティバル公認車両にカウルが装備されていない場合は、ナンバープレートを兼ねたアッパーカウルと規定のオイル量を保持できるアンダーカウルおよびそれらを取り付けるため、のステーの追加が認められる。ただし、カウルを追加する場合の取り付けは、アッパーカウルとアンダーカウルは個々に独立して保持される構造にすること。

～ 7）フロントフォーク
・フロントフォークは形式（正立か倒立か）を含めて変更が認められる。

・セッティングパーツ（内部バルブ機構、スプリング、カラー等）およびオイルの変更、プリロードアジャスターの追加等も可とする。
・ステアリングステムセット（アッパーブラケット、アンダーブレケットアッセンブリー）の変更も認められる。ただし、ステムセットにチタニウムを使用することは禁止とする。

～ 8）リヤサスペンションユニット
・リヤサスペンションの変更が認められる。ただし、フレームを改造しない範囲（ボルトオン）で取り付けられること。フレームを改造しないで、ボルトオンのアタッチメントを介して取り付けられるユニットは使用可とする。
・リヤクッションの形式（１本または２本）の変更も認められるが、Motoフェスティバル公認車両のフレームを改造なしで取り付けできること。
・セッティングパーツ（内部バルブ機構、スプリング、カラー等）およびオイルの変更は認められる。

～ 9）リヤフォーク（スイングアーム）
・リヤフォークは改造および変更が認められる。ただし、Motoフェスティバル公認車両のフレームに改造なし（ボルトオン）取り付けられること。
・リヤフォークの材質にチタニウムを使用することは禁止とする。

～ 10）電装
・プラグの他、イグニッションコイル、イグニッション、プラグキャップは変更は認められる。

第 50 条　NSF100クラス車両規則

㈱ホンダ・レーシング(HRC)にて告知される『NSF100 HRCトロフィーレギュレーション』の車両規則に準拠した車両とし、以下の内容を除き改造変更は不可とする。
詳しくは株式会社ホンダ・レーシングホームページ（https://www.honda.co.jp/HRC/event/nsf100hrctrophy/）にて最新情報を確認すること。

～ 1）ナンバープレート（ゼッケン）
・車両規則基本仕様に準ずる。

～ 2）タイヤ
・車両規則基本仕様に準じる。

～ 3）ブレーキ
・ブレーキパッドの変更は認められる。
・ブレーキホースの変更は認められる。

～ 4）エンジン関連
・キックペダルの取り付けを行うこと。

第 51 条　HRC GROM CUPクラス車両規制

㈱ホンダ・レーシング（HRC）にて告知される『HRC GROM Cup』の車両規則に準拠した車両とし、以下の内容を除き改造変更は認めない。
詳しくは株式会社ホンダ・レーシングホームページ（https://www.honda.co.jp/HRC/event/hrcgromcup/）にて最新情報を確認すること。

～ 1）ナンバープレート（ゼッケン）
・車両規則基本仕様に準ずる。

～ 2）タイヤ・ホイール
２０２２年よりダンロップタイヤワンメイクとする。
使用タイヤ：KR337、KR337　PRO、KR345（ウェットタイヤ）

公　示

2023 Motoミニ NEO STANDARDは、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（MFJ）承認のもと、2023 MFJ国内競技規則および、本競技会大会特別規則に基づいて開催される。

第 1 条　競技会の名称・格式

2023 Motoミニ NEO STANDARD

第 2 条　主催者

●ホンダモビリティランド株式会社
〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町桧山120-1
TEL. 0285-64-0200　FAX. 0285-64-0209
●エムオースポーツクラブ（M.O.S.C.）
〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町桧山120-1
TEL. 0285-64-0200　FAX. 0285-64-0209

第 3 条　開催場所

モビリティリゾートもてぎ　ロードコース
栃木県芳賀郡茂木町桧山120-1
フルコース：4.8013km

第 4 条　大会役員

公式プログラムにて公示する。

第 5 条　参加者資格

～ 1）チーム代表者
　本特別規則、参加の手引き、走行のルール・マナーを理解し、責任をもってチーム員を統制できる者。
～ 2）ライダー
　当該年度有効な以下のMFJライセンスを所持していること。
　・ロードレース国際　・ロードレース国内　・ロードレースフレッシュマン　・ロードレースジュニア
～ 3）ピットクルー
　ピットクルーは、レース開催日に有効なMFJピットクルーライセンスを所持していること。

第 6 条　開催日程・開催クラス

～ 1）開催日程　　2023年7月8日（土）
～ 2）開催クラス　Motoミニクラス
　　もてぎショートコース選手権　SP・NSF100SPクラス
なお、Motoミニ 6hours出場車両は参加可能となるが、すべてMotoミニクラスでの参加となる。
（Motoミニ 6hoursファイナルイベントでは各クラスでエントリー可能）

第 7 条　参加申し込み先

●参加申し込み先

〒321-3597　栃木県芳賀郡茂木町桧山120-1

モビリティリゾートもてぎ　モータースポーツ課　Motoフェスティバル事務局

TEL：0285-64-0200　FAX：0285-64-0209

第 8 条　参加申込み

～ 1）Motoフェスティバルホームページより、原則Webエントリーのみとする。
但し、特別に事務局が認めた場合に限り、現金書留・直接持参での申し込みも可とする。

～ 2）申込定員　56台。（うち、決勝出走可能数は47台とする。）

～ 3）参加申込み期間　2023年6月1日（木）　～　2023年6月15日（木）

～ 4）参加料およびMS共済会費（非会員のみ）は申込と同時に決済を支払うこと。

～ 5）18歳未満の未成年のライダーは、誓約書・承諾書に親権者または保護者の署名を実印の捺印とその印鑑登録証明書（3か月以内に取得したもの）を必要とする。ただし、事前に年間の誓約書・承諾書、印鑑登録証明書を提出している場合、当該大会において印鑑登録証明書は提出不要だが、当該大会の署名捺印（印鑑登録証明書の捺印）の誓約書・承諾書は提出すること。

～ 6）ライダーは1名または2名の登録が可能である。
ただし、国際ライダーを登録する場合は、必ずロードレース国内ライセンス以下のライダーを同チーム内にライダーとして登録しなければならない。（国際ライダー1名のみ、国際ライダー2名でのエントリーは認められない）

～ 7）ピットクルーは最低1名の登録を条件とし、2名までの登録が可能である。

～ 8）参加申込者に対しては申し込み締め切り後、大会事務局から参加受理書または、参加拒否が通知される。
参加を拒否された申込者に対しては、参加料が返還される。
ただし、事務局手数料として2,200円を差し引く。

～ 9）参加申込み後、参加を取り消す申込者に参加料は返却されない。

～10）大会組織委員会は、理由を明らかにする事なく、参加申込みを拒否する権限を有する。
参加申込みの拒否に関しては、締め切り後に連絡する。

第 9 条　ライダー

～ 1）満22歳以下または55歳以上、MCoM・SMSCロードコース非会員のライダーは「2輪用エアバッグ機能付きウェア」を装着しなければ参加できない。「2輪用エアバッグ機能付きウェア」は、チーム内での共有使用はできるが、転倒後のエアバッグ展開に備えて予備のエアバッグ・ボンベ等の用意を推奨する。
転倒などでエアバッグが展開された場合は、必ず転倒した当該周にピットインし、展開されていないエアバッグ本体と交換、もしくはエアボンベを交換し、機能に支障がないことを確認すること。エアバッグが展開した状態での連続周回を認めない。

～ 2）ライダーは以下の名称とし、腕章の色にて識別される。
〇第1走者・・・赤色　　〇第2走者・・・黄色

～ 3）決勝でのライダーの走行順序は問わない。（スタートライダーの申請は不要）

～ 4）国際ライダーを登録した場合、決勝レースで2分間のピット滞在義務時間が加算される。

～ 5）ライダーの登録数に限らず、必ず1回はピットインしてライダー腕章を付け替えなければならない。
ライダーを2名登録しているチームは、ライダー交代をもってライダー腕章を付け替えたとみなす。
※1名で参加する場合は、最初のピットインまでは赤色のライダー腕章を着用し、ピットイン後は黄

色のライダー腕章を着用する。
※2名で参加する場合は、最初に走行するライダーが赤色の腕章を着けて走行し、2番目に走行するライダーは黄色の腕章をあらかじめ装着して待機し、ピットインの際にライダー交代をする。
※赤旗掲示時にすでにピットレーンにいた車両およびピットレーン進入口にいた車両については、ピットインしていたとみなされ、赤旗中断したレースが再開される場合、ライダー交代（腕章付け替え）が認められる。このとき、国際ライダーのピット滞在時間も満たしたとみなされる。
赤旗等の理由によりレースが中断し、再開されなかった場合は、ピットインしていないチームに対し、競技結果に45秒のタイム加算を科す。

～ 6） ライダー腕章は走行中必ず右腕上腕部に装着すること。

～ 7） ピットアウトしたライダーは、本コース上のコントロールライン（フィニッシュライン）を最低1回は通過しなければならない。

第 10 条　ピットクルー

～ 1） ピットクルーは、参加申し込み時に指名登録された1名もしくは2名が認められる。

～ 2） チームの構成は最低限ライダー1名とピットクルー1名とすること。

～ 3） ライダーを別チームのピットクルーとして登録することは出来ない。

～ 4） ピットサインエリアに立ち入ることができるのは、登録されたピットクルーおよびライダーの中から2名までとし、サインエリアに立ち入る際には、サインマン腕章を着用しなければならない。

～ 5） ピットクルーの服装は、安全上長袖長ズボンとし、事故防止のため履物はサンダル、ハイヒール等は禁止とする。

～ 6） ライダーを自チームおよび別チームのピットクルーとして登録することは出来ない。

第 11 条　クレデンシャル（身分証）と車両通行証

～ 1） 参加申し込みが正式に受理された参加者には、指定登録されたライダー、ピットクルーなどの身分証が主催者より送付され、特別スポーツ走行日当日より有効となる。

～ 2） 参加者のサービスカーは、大会事務局が交付する通行証を貼付していなければパドックへの通行ができない。
また、駐車中も通行証を車の前方から見える位置に提示すること。通行証を確認できない場合は予告なしでレッカー移動する場合がある。

～ 3） パドック通行が許される参加者のサービスカーは、原則として参加1チームにつき、第1パドック・第2パドック各1枚ずつの計2枚とするが、参加台数により増減する場合がある。

～ 4） クレデンシャル（身分証）は、登録人数分を送付する。

～ 5） パドックおよびモビリティリゾートもてぎ内における通行、駐車、行動の指示は公式通知と案内標識に従わなければならない。駐車場所以外に車両を駐車した場合は、レッカー移動し、参加者に罰則を課す場合がある。

～ 6） 交付された身分証や通行証は他に貸与・転用してはならない。貸与・転用した場合、また複製等不正使用した場合は、1件につき罰金1万円を課す。

～ 7） 身分証、通行証を紛失または破損したときは、事務局に再交付の手続きをとり、再交付を受けること。

第 12 条　参加料、共済会掛金

～ 1） 参加料および共済会掛金
参加料　30,000円（税込）／1チーム
参加料とは別に、以下のMS暫定共済会費を当日の参加受付にて支払わなければならない。

	MCoM・SMSC会員	MCoM・SMSC非会員
ライダー	0円	7,000円
ピットクルー		500円

第13条　料金規程

項　　目	料金(税込)	備　　考
ピットクルーの変更･追加･削除手数料(1名)	無料	参加受付時のみ対応
ライダー変更手数料(1名)	11,000円	チーム編成期限以降
ライダー削除手数料(1名)	1,100円	
その他の登録内容の変更	5,100円	
車両変更手数料(1台)	5,000円	※競技監督が認めた場合に限る。 参加申込締切～公式車検前
車両の1部品(エンジンまたはフレーム) 変更手数料(1台)	10,000円	※競技監督が認めた場合に限る。 公式車検以降～
車両通行証再発行(1枚)	5,100円	
クレデンシャル再発行(1枚)	5,100円	

第14条　もてぎ鈴鹿 (MS) 共済会

～ 1） モビリティリゾートもてぎにおいてスポーツ走行および競技に参加出場するライダーおよびピットクルーはMS共済会に加入しなければならない。

～ 2） MS共済会は年間加入または暫定加入とする。

①年間加入は、MCoM会員もしくはSMSC会員として登録され所定の共済会費を納めたもののみとする。

<走行会員：10,000円　ピットクルー：4,000円>

②暫定加入は当該大会 (特別スポーツ走行、予選、決勝) のみ有効とする。

<ライダー：7,000円　ピットクルー：500円>

第15条　参加受付 (書類審査)

～ 1） 参加受付時に下記の書類を提示もしくは提出しなければならない。
不備がある場合は参加を認めない。

①参加受理書
②ＭＦＪライセンス (ライダー・ピットクルー)
③メディカルパスポート
※メディカルパスポートはＭＦＪホームページ内、各種申請書ページからダウンロードすること。
④誓約書・承諾書
⑤共済会費過不足金
⑥その他　主催者が指定したもの
※「車検チェックシート」「ライディングギアチェックシート」は事前に記載し、車検で提出。

第16条　参加車両

～ 1） 本規則書　第4章　車両規則に合致した車両でなければならない。

～ 2） ゼッケンナンバー
数字がはっきり読めるように、また太陽光の反射を避けるために、他の色同様につや消しで書かな

ければならない。
蛍光色は禁止とする。数字の字体は、Futura Heavyを基準とするゴシック体とする。

ゼッケン色一覧

クラス	ベース色	文字色
Motoミニクラス	白	黒
もてぎショートコース選手権 SP・NSF100SPクラス	黄	黒

Futura Heavy
0123456789

第17条　自動車番読取装置（トランスポンダー）の装着

～ 1）　全ての参加者は主催者が用意した自動車番読取装置を車検時までに装着し、公式予選、決勝レースを通して装着していなければならない。取り付けを拒否した場合、当該車両およびライダーは出走を認められない。

～ 2）　自動車番読取装置の配布は、選手受付時に行い、返却については車両保管解除後1時間以内とする。万一破損・紛失した場合、1 個につき55,000 円が主催者より請求される。

～ 3）　取り付け方法および箇所について

①自動車番読取装置専用ホルダーを指定の場所にタイラップ等で確実に固定すること。

②地面から60cm以内で、熱や振動の受けにくい位置とする。取り付け位置は図を参照のこと。

③ホルダーを使用して取り付ける場合は、本体を取り付けるβピンを確実に差し込み、抜けないようにタイラップなどでピンの口が開かないようにすること。

～ 4）　参加者は、主催者が用意する自動車番読取装置の代わりに、自身で所有する『MY LAPS社製マイポンダー』を使用することができる。ただし、使用する際は以下の項目を遵守すること。

①参加受付の際に使用申請を行うこと。

②取り付け方法・箇所については、図（推奨位置）を参照のこと。

③計時長の判断により指示があった場合には、直ちに主催者の用意する自動車番読取装置に付け替えること。

第18条　燃料規程

～ 1）　モビリティリゾートもてぎ第1パドック内ガソリンスタンドのガソリンが指定される。

～ 2）　燃料にはオクタン価を高めたり燃料の性質を変えるような装置をつけたり、添加剤を混入してはならない。

第19条　車両検査

第2章　車両規則に基づく。

～ 1） 参加車両の公式車両検査およびライダーの装備品検査は公式通知に示されたタイムスケジュールに従って車検場で行う。

～ 2） 車検場には、車両チェックシートを持参し、アンダーカウルを外した形で車両を持ち込み、外したアンダーカウルも持参しなければならない。

～ 3） 公式車両検査を受けない車両あるいは検査の結果、参加が不適当と判断された車両はレースへの出場が拒否される。

～ 4） 決勝（ファイナルイベント）を通じて公式車両検査時と異なる車両、装備を使用した場合、罰則が課せられる場合がある。

～ 5） ライダーが競技中に着用しなければならないものとして車両検査の際、車検員によって点検を受けるものは次の通りである。

①ヘルメット

フルフェイス形のもので、MFJが公認した2輪ロードレース専用でなければならない。

（MFJが公認したヘルメットには認証マークが貼付されている）極端に古い物や傷があるものは使用を認めない。オフロード用、モタード用ヘルメットは認めない。ライダー同士での共有は認めない。

②ヘルメットリムーバーシステム

③ブーツ

革もしくは革と同等の素材であり、フックなどが外部に突き出していないものでなければならない

④グローブ

革もしくは革と同等の素材であり、フックなどが外部に突き出していないものでなければならない。

⑤レーシングスーツ

MFJが公認したロードレースもしくはモタード用でなければならない。

（MFJが公認したレーシングスーツには認証マークが貼付されている）

※左胸前部内側または胸部前部下前立てに氏名をカタカナ、および血液型をアルファベットで明記しなければならない。直接記載できない場合には、ガムテープ等貼りその上に明記でも可とする。

⑥チェストガード

胸部プロテクション（チェストガード）はCE規格「EN1621-3(Level1またはLevel2)」の使用のこと。

※レーシングスーツ内側装着タイプを強く推奨する。

⑦脊柱プロテクション

脊柱プロテクションの外側は、硬質の樹脂製素材でなくてはならない。

脊柱プロテクションはCE規格「EN1621-2(Level1またはLevel2)」の使用のこと。

※レーシングスーツ内側装着タイプを強く推奨する。

⑧エアバッグ（2輪用エアバッグ機能付きウエア）

「2輪用エアバッグ機能付きウエア」を使用するライダーは検査を受けなくてはならない。

チーム編成登録受付締切時に満22歳以下、MCoM・SMSCロードコース非会員のライダーは「2輪用エアバッグ機能付きウエア」を装着しなければ参加できない。

「2輪用エアバッグ機能付きウエア」は、チーム内での共有使用できるが、転倒後のエアバッグ展開に備えて予備のエアバッグ・ボンベ等の用意を推奨する。

～ 6） ライダー同士のヘルメット以外の装備品の共有利用は可能。ヘルメットの共有利用は不可とする。

第20条　スタート前チェック

タイムスケジュールに従って、決勝（ファイナルイベント）レース出場者は、指定された場所にて、必ずスタート前チェック（車検員による最終確認）を受けなければならない。チェックを受けるものは、公式車検にて

合格した車両とヘルメットとする。車両は決勝レースが走行できる状態で持ち込むこと。
（転がしタイヤの装着は禁止）スタート前チェック終了後は、各自のピット前にて車両を保管すること。
（ただし、ピット内に車両を入れてはならない）保管中は給油作業およびピット作業は可能とする。

第21条　ピット・パドックの使用

～ 1）タイヤサービス前、サービスハウス前には参加者は、車両を駐車することができない。
～ 2）パドックおよびピットには、ペットなど小動物の同伴はできない。
～ 3）パドックおよびピットでは、自転車以外の車輪のついた乗り物（キックボード、スケートボード、エンジン付乗り物、セグウェイ等）を使用してはならない。
～ 4）割当てられたピット・パドックを、参加者相互で交換・変更する場合は、双方のチーム代表者が署名をしたピット変更届を大会事務局に提出し、事務局長の許可を得なければならない。
～ 5）特別スポーツ走行、予選、決勝レースを問わず、レーシングコース側のピットのシャッターは開けておくこと。
～ 6）ピット内でタバコ等火気を取り扱わないこと。また、ピット使用後は責任を持って清掃をすること。
～ 7）ピットを割当てられた参加者は、特別スポーツ走行、予選、決勝レースを通じて、ピット内の黄色の破線より前部分（コース側）は、当該走行クラスのピットとして使用できるよう、工具・部品等は置かないこと。
～ 8）ピットの鍵を借りる場合は、チーム代表者が顔写真付の身分証を提示し、使用するピットの全参加代表者に了解を得た上で借りること。貸出は特別スポーツ走行終了後から開始する。使用後は責任を持って速やかに返却すること。返却予定時刻後2 時間以内に返却できない場合は、シリンダー錠交換代金として50,000 円を請求する。
～ 9）ピット・パドック使用時に出るゴミ、廃液等は使用者が責任をもって処理し、ゴミは分別して処分すること。
粗大ゴミ等（カウル、マフラー、タイヤなど）は必ず参加者が持ち帰ること。
また、廃油入れには、ガソリン・クーラントは入れないこと。

ゴミ箱に捨てられる物	紙類　ビニール類　カン、ビン、ペットボトル 廃油　砂利　金属
特に気を付けて 持ち帰って頂く物	タイヤ　フレーム　その他家電製品等 エンジン　バッテリー

第22条　公式予選

～ 1）登録されたライダーにより公式予選が行われる。登録ライダーが2名の場合は予選出走するライダーの指名や順番は指定しない。
※登録ライダーが2名の場合、予選出走するライダーの人数も問わない。予選出走は1名でも2名でも可とする。
～ 2）公式予選義務周回数は設定しない。
～ 3）予選方法は各チームによって正式に登録されたライダーのタイム計測を行い、記録された最高ラップタイム順によって決勝レースのグリッドが決められる。
～ 4）公式予選タイムにおいて複数のチームが同一のラップタイムを記録した場合は、最初にそのタイムを記録したライダーが優先されグリッドが決定される

第23条　スタート方法

～ 1） スターティンググリッド

①最前列は3台とし、以下各列同数で配列される。

②ポールポジションは左側とする。

③階段状グリッドを使用するものとする。

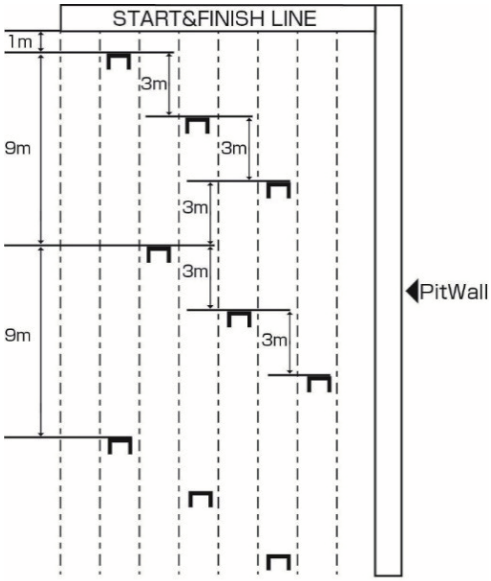

～ 2） 決勝レースのスタート方法はクラッチスタートとする。

～ 3） 決勝レースのスタート進行について、以下のとおりとする。

サイティングラップ開始：サイティングラップ開始から2分後、ピットレーン出口が閉鎖される。
サイティングラップを1周してスターティンググリッドにつく。
エンジンSTOPボード提示後、全車エンジンを停止する。
サイティングラップに出走できなかったライダーは手押しでグリッドに移動できる。

ウォームアップラップ開始3分前：グリッド前方で3分前が表示される。
すべての調整および作業は『3分前』の表示が出るまでに完了しなければならない。
タイヤウォーマー使用の場合は、すみやかに取り外さなくてはならない。
ピットレーンからグリッドへの移動は禁止とする。
押し駆け補助のメカニック2名以外はグリッド上より退去する。
以降、グリッド上でのすべての作業は禁止とする。

ウォームアップラップ開始1分前：グリッド前方で1分前が表示される。
エンジンを始動する。
メカニックは速やかにグリッド上より退去する。

ウォームアップラップ開始30秒前：グリッド前方で30秒前が表示される。
ここまでにメカニックはグリッド上から退去を完了する。
エンジンが始動できない車両は速やかにピット作業エリアに移動する。

ウォームアップラップ開始：スタートオフィシャルの振動提示するグリーンフラッグの指示で、1列目より順次スタートする。その際、前方を十分注意して追突事故等が無いようにすること。
また、エンジンストール等でスタートできない場合は、後続車両に大きくアピールすること。
コースを1周して各自のグリッドに戻ってきたらグリッドの白線にフロントタイヤ先端をあわせ停車する。
※ピットレーンからウォームアップラップを開始する場合、ピットレーン出口は10秒間開放となる為、この間にスタートすること。
※ウォームアップラップ1周後、グリッドにてトラブル等があったら必ず競技役員に大きくアピールをすること。

決勝レーススタート：シグナルライトのレッドライトが点灯され、その2 ～ 5秒後にレッドライトが消灯された時点でスタートとなる。

～ 4） スタート進行の詳細はライダーズブリーフィングにて知らされる。

～ 5） ジャンプスタートのペナルティーは、MFJ国内競技規則 付則4 18 スタートにおける反則に基づき、ライドスルーペナルティーを原則とする。

第24条　ピットインおよびピットアウト

～ 1） 大会期間中を通じてピットレーンのスピード制限は60km/h以下とする。違反した場合は罰則を科す場合がある。

～ 2） ピットインする車両は、ヘアピンコーナーを通過してから、コース右側に車両を寄せ、安全を確認してから、ピットレーンに進入しなければならない。ピットレーンおよびピット走行レーンは60km/h規制に従い走行しなければならない。
また、補助レーン、ピット作業エリアは横切る目的以外で走行してはならない。

《フルコースピットイン》

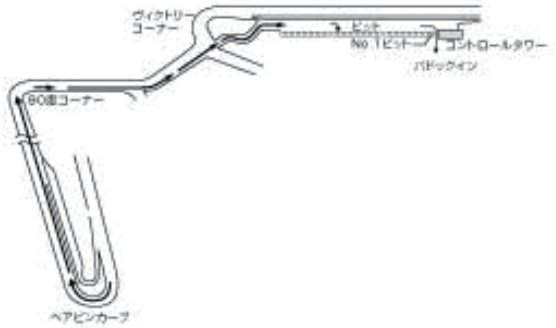

～ 3） ピットボックス前の部分（ピットレーン）は次の3つに区分される。

①ピット走行レーン
シグナリング・プラットホーム（ホワイトライン①）と破線②の間の部分。ピットインおよびピットアウト専用の区域

②補助レーン
破線②とグレー目地③の間の部分。ピット走行レーンからピット作業エリアへ移動する時(あるいはその逆)に通過する区域。

③ピット作業エリア
グレー目地③とピットボックス壁までの部分。ピット作業のための部分であり、車両停車を行う区域。
レース中、ピットボックスでは給油を伴う作業は禁ずる。

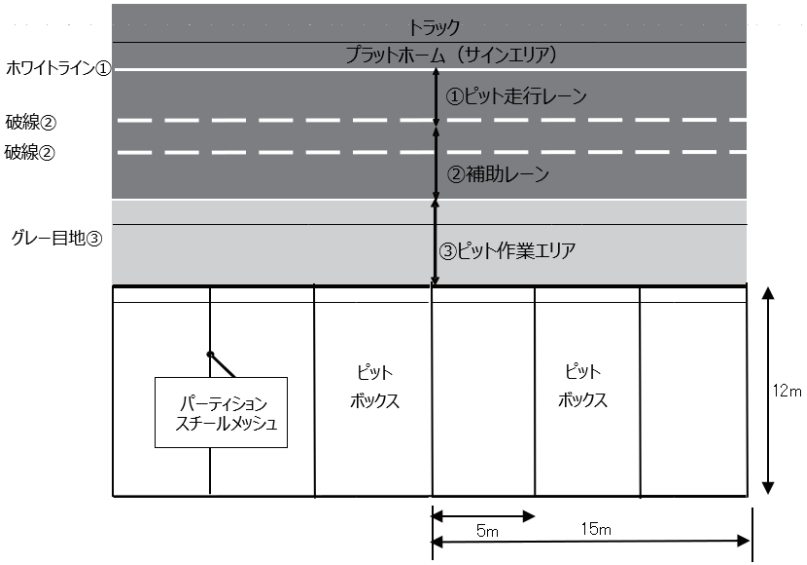

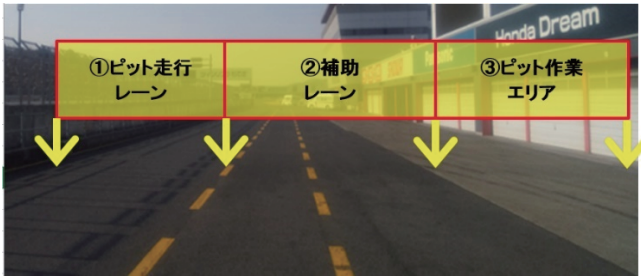

～ 4） ピットレーン出口（フラッグ台下）シグナルライトについて

①スポーツ走行、予選、決勝を通じて「レッドライト」が点灯しているときは、コースインしてはならず、「グリーンライト」が点灯している時のみ、コースインすることができる。

また、走行中は、いずれかの時点で「ブルーライト」の点滅に切り換わる。「ブルーライト」が点滅している時は、コースイン可能だが、すでにコース上を走行している車両があることを示しているので、充分注意してコースインすること。

②コースインは、走行車両との合流に対し、最大限の注意を払い、各自の責任において行わなければならない。

～ 5） ピットレーン出口から第1 コーナーにかけて引かれているホワイトライン（ 図2 参照）は以下のとおり運用を行う。

① ピットレーンよりコースに合流する車両は、ホワイトラインを越えて走行してはならない。

② このラインはコース上を走行中の車両を制限するものではない。

～ 6） ピットアウトしてコースインするライダーは、第2コーナーを通過するまで、コース右側ラインに沿って走行しなければならず、その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。

《図1　フルコース　コースイン》

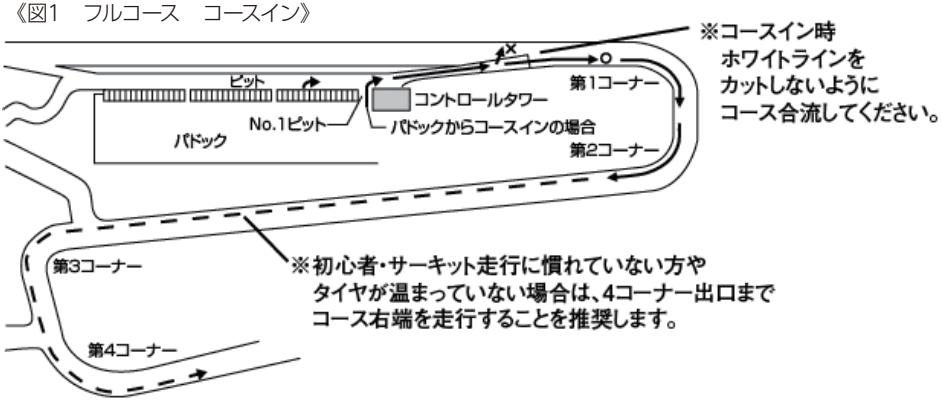

《図2　ホワイトライン詳細図》

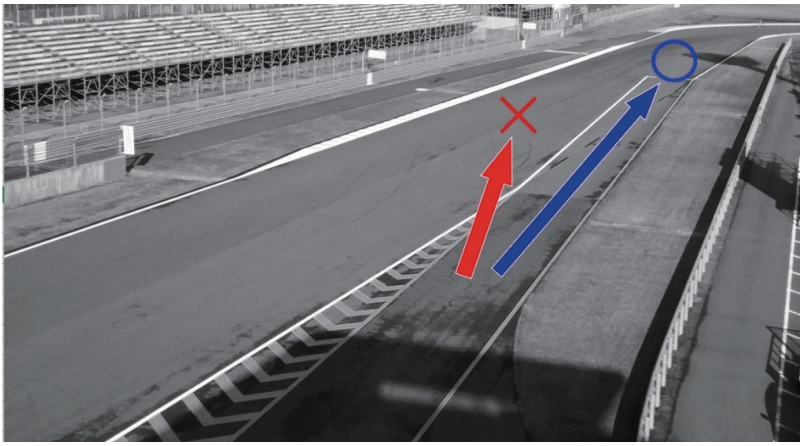

第25条　ピット作業

～ 1）ピット作業とは、工具や部品等で車両に対して手を加えることと、ライダーの乗降行為およびライダー腕章の付け替えの補助を言う。ピット作業が許されるエリアは下図の『ピット作業エリア』とする。

～ 2） 競技中の車両がピットインしたとき、当該車両のピットクルーは自己のピット前のピット作業エリアに出て作業することができる。ピット作業の場合を除いてピット作業エリアに出ること、部品や工具をピット作業エリアに置くことは禁止される。
～ 3） 決勝レース中の燃料補給は認められない。
～ 4） ピットレーンおよびピットサインエリアでのかかとの覆われていない履物の使用は禁止される。

第26条　レース中の車両修理

競技中の車両は、いかなる場合も他から援助を受けて押し出したり走行したりしてはならない。ただし、競技役員が保安目的で車両を移動、または処置する場合、当該車両のライダーとピットクルーが救済措置のため運ばれてきた車両を自己のピット前まで運ぶ場合、および自己のピットを通り越した車両をピット作業エリア内に押し戻す場合はこの限りではない。

第27条　ピットサイン

～ 1） ピットサインエリアには、ピットクルー腕章を着用した登録のライダーもしくはピットクルー2名がのみが、ピットサインエリアにてサインを送ることができる。
～ 2） ピット前およびピットサインエリアでは傘等の風で飛ばされるものを身に付けてはならない。
～ 3） サンダルおよびヒールの高い履物はピットエリアの立ち入りは禁止とする。
ピットクルー要員等の履物は運動靴・スニーカーなどが望ましい。
～ 4） 走行中のライダーと無線機（携帯電話含む）等の通信は使用してはならない。
～ 5） ピットサインエリアの専有は禁止とする。ただし、同じ場所を使う他チームの許可を得た場合のみ認められる。
～ 6） ピットサインエリア～ピットボックス間のピットを横断する際にはピットインおよびピットアウトする車両に充分注意するとともに、車両の通行を妨げてはならない。
～ 7） 全車スタートが完了し放送の指示が有るまではサインエリアに立ち入らない。
～ 8） 使用するサインボードの大きさは 100cm × 60cm の長方形を超えるものであってはならない。
～ 9） ピットサインエリア内には固定式パラソル（幅2mまでのもの）を設置してもよいが、強風等で飛ばされないように対策をしなくてはならない。固定式のアタッチメント等がコース側およびピットレーンにはみ出してはならない。
また、ピットサインエリア内の通行を妨げないようにすること。イベント終了後は使用したピットサインエリアは、責任を持って清掃し使用前に戻すこと。

第28条　赤旗中断されたレースの再スタート

赤旗でレースが中断した場合の再スタート後の周回数は以下の通りとする。

①競技結果が2周以下の場合
レース周回数の2/3（少数点以下切り捨て）
②競技結果が3周以上2/3（少数点以下切り捨て）未満の場合
第2レースの周回数は、レース周回数の2/3を満たすために必要な周回数とする。
ただし、第2レースの周回数が3周未満の場合は、3周とする。

上記以外については、MFJ国内競技規則 付則4 24 赤旗中断されたレースの再スタートに準じる。

第29条　レース終了

～ 1） トップのライダーが各レースに定められた周回数を終了した時点で、トップのライダーにチェッカーフラッグが提示される。チェッカーフラッグは、ライダーに分かりやすく目線の高さで提示される。
～ 2） トップのライダーにチェッカーフラッグが提示された後、4分が経過した時をもってレース終了となる。

～ 3） ピットレーンでチェッカーフラッグの提示を受けたライダーは、同周回数者の最後尾とする。
～ 4） フィニッシュラインは以下の通りとする。

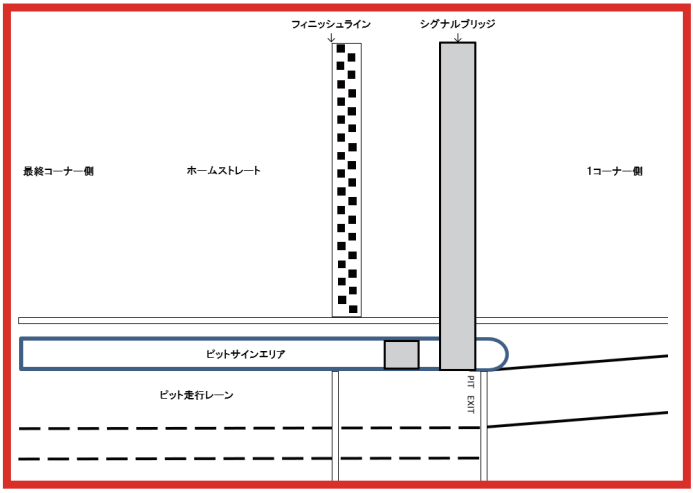

第30条　暫定表彰

チェッカーフラッグの提示を受けたライダーは、コースを徐行して1周した後、所定の保管区域に車両を持ち込まなければならない。
また、仮表彰対象のライダーはコントロールタワー前（パドック側）にて行われる仮表彰式に参加しなければならない。

第31条　参加者の遵守事項

～ 1） ライダーは、公式通知記載の当該クラスにて実施される全てのブリーフィングに必ず出席・確認をしなければならない。
～ 2） 参加者は、参加申し込みをする際、並びに出場する大会の前日に、第41条にて定める「MotoミニNEO STANDARD特別規則ブルテン」にて規則の変更や追加を確認しなければならない。
～ 3） 参加者は、競技会期間中は競技役員の指示に従わなければならない。
～ 4） ライダーの服装は、MFJ国内競技規則 第3章 競技会16 ライダーの装備に準ずる。またピットクルーの服装は、MFJ国内競技規則 第2章ライセンス9ピットクルーに関する規定に準ずる。安全上、長袖、長ズボンの服装が望ましく、サンダル履きを禁止とする。
～ 5） 参加者は、主催者や大会後援者、大会審査委員会およびレース参加者の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
～ 6） 参加者代表は、自身の言動はもちろん、自チームのライダー、ピットクルー、ゲストなど全員の行動について責任を持たなければならない。
～ 7） 参加者は、スポーツマンシップにのっとり行動しなければならない。
～ 8） ピットエリア防火に関する誓約事項
ピット使用者は、以下の内容を誓約することが出来る者のみがピット使用を許可される。
・ピットエリア内での火気厳禁･禁煙を遵守する。
・ガソリン携行缶は金属製の許可されたものを使用する。

・ガソリンは防火上安全な場所に保管する。
・ガソリンを別容器に移し替える際、アースを取り安全な場所で行う。
・ガソリン携行缶の栓を密栓する。
・パドック内においてガソリンを安全に運搬する。
・廃油注入口および廃油入れにはエンジンオイル以外投入しない。
・廃油注入口および廃油缶周辺に可燃物を置かない。
・貯蔵ガソリン周辺では電気工具を使用しない。
・移動式粉末消火器設備周辺黄線内に物を置かない。
・自家発電機は防火上安全な場所に設置する。
・ピット前給油の際、アース線の接続を行う。
・ピット前給油の際、消火器を準備し構え火災に備える。
・ピット前給油の際、ガソリンがこぼれない様ウエスを使用する。

～ 9） 自家発電機使用の指導事項

発電機を使用する場合には、以下の内容を誓約することが出来る者のみが発電機使用を許可される。
・自家発電機の周囲は、最低50cmの空地を設ける。
・燃料補給する際には、必ずエンジンを切って行う。
・燃料は風通しの良い場所で保管し、容器は密栓する。
・その他取り扱いについては、ピット・パドックオフィシャルの指示に従う。

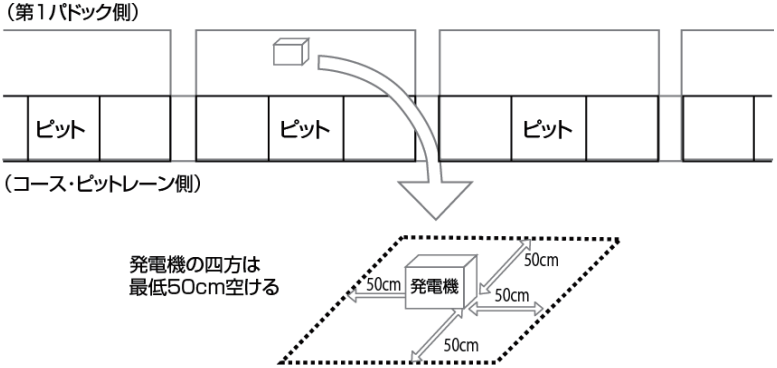

～ 10） カメラ搭載に関する誓約事項

競技車両へカメラを搭載する場合には、以下の内容を誓約することが出来る者のみがカメラ搭載を許可される。
・撮影した映像音声を以下①～⑤の目的・内容で使用しないこと。
①個人の私的利用の範囲を超え、営利目的の使用
②広告宣伝活動等
③レース競技判定等
④撮影した動画・画像を用いて、他の競技者を批判する行為
⑤動画共有サイト（YouTubeなど）やSNS（Facebookなど）への掲載
・車載カメラを競技車両に固定し、落下防止のワイヤリングを施した状態で車検を受けること。車検委員から取り付け方法の修正を指示された場合はその指示に従い修正すること。修正指示に従えない場合は、車載カメラを取り外すこと。
・車両回収及び車両撤去時において、万が一車載カメラが破損、また紛失した際も、その当事者や

主催者は一切の損害賠償責任は問わない。
・上記の誓約に違反した場合は、主催者の課す罰則等に従うこと。

第32条　ブリーフィング

～ 1） ブリーフィングにはすべてのライダーの参加が義務付けられる。欠席または遅刻した場合、罰則が科せられる場合がある。

～ 2） ブリーフィングは対面形式とオンライン形式の2つの形式で実施され、いずれにも参加しなければならない。

～ 3） 止むなく欠席する場合は、チーム責任者が事前に書面にて申請し、競技監督の許可を受けなければならない。

第33条　走行中の遵守事項

～ 1） スロー走行車は後方の安全を充分に確認し、合図をしながら基本的にはコース右端を走行する。また、著しくスピードが落ちている場合はすみやかにコースアウトして安全な場所にマシンを止めなければならない。

～ 2） オイル漏れ等による車両トラブルによりオレンジボール旗提示を受けた車両は、速やかに安全な場所に停止しなければならない。

～ 3） ペナルティーストップ実施の場合、「STOP」の文字の下に車両ナンバーを付した一体型ボード（ペナルティーストップボード）をコントロールライン等で掲示する。
コントロールライン上での3回目の提示を受けた周にピットインせず、ペナルティーを実行しない場合、失格となる。

～ 4） ジャンプスタートのペナルティーに対し、「RIDE THROIUGH」の文字の下に車両ナンバーを付した一体型ボードをコントロールライン等で掲示する。当該ライダーは、ピットレーン速度を遵守し、途中自ピットボックス等に停車することなくペナルティーを受けなければならない。
コントロールライン上での3回目の提示を受けてもピットインせず、ペナルティーを実行しない場合、当該ライダーは失格となる。

～ 5） 西コース短絡路・東コース短絡路など規定以外のコースを走行してはならない。
これに違反した場合は、罰則を課す場合がある。
短絡路については巻末のコントロールタワー周辺図を参照。

～ 6） ピットボックス内へ車両を移動した場合、決勝レース中は、リタイヤと見なされる。この決勝とはスタート進行を開始した時点からの事を言う。

～ 7） 競技参加者の遵守事項　（参加の手引きP24）を遵守すること。

～ 8） ペナルティーストップエリア
ペナルティーストップエリアは～ 9）の図の通りの場所とする。

～ 9） スタート練習
スタート練習は、ピットレーン出口においてのみ行うことができる。指定場所以外でのスタート練習は一切行ってはならない。スタート練習を行う場合は、後続車や周囲に十分に注意して行うこと。
(スタート練習可能エリアは次ページの図参照)

〈ピットレーン　スタート練習エリア〉

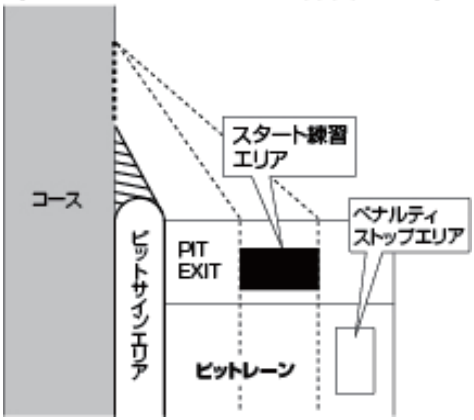

第34条　大会の中止

～ 1） 大会組織委員会は、特別な事情が生じた場合、イベントを中止することができる。

～ 2） 大会組織委員会の決定に対して全ての関係者は従わなければならない。

～ 3） 大会の中止と参加料等の返却は、下記の表のとおりとする。参加者は、その他一切の損害賠償を主催者に請求することはできない。

事　例	出場料	共済会掛金
大会期間中走行が１回も行われず中止	受付をした全チームに返却	共済会の適用となる練習走行が行われなければ返却する
走行は行われ決勝グリッド発表後中止	受付をした全チームに返却	共済会の適用となる練習走行が行われなければ返却する
決勝のスタートが行われたのち中止	返却しない	返却しない

第35条　賞典

～ 1） 賞典は、本条～ 2）の表1の通り。

～ 2） 賞典の対象は、表2のように予選出場台数に応じて決定する。

【表1】

順　位	賞典内容
優　勝	トロフィー
2　位	トロフィー
3　位	トロフィー

【表2】

選出場台数	賞典の対象
2～3台	1位まで
4～5台	2位まで
6台以上	3位まで

競技会の成立は2台以上とする。

～ 3） 賞典、正賞、副賞は、表彰式終了後にコントロールタワー1Fインタビュールームで引渡される。引渡しは当日限りとし、後日の引渡しは行わない。

第36条　負傷時の医務室受診

負傷した際は、必ずサーキット内メディカルセンターの診断を受けなければならない。受診していない場合、共済会の適用から除外される場合がある。

●負傷時の指定病院

(1) 芳賀赤十字病院
栃木県真岡市中郷271
TEL：0285-82-2195

(2) 済生会宇都宮病院
栃木県宇都宮市竹林町911-1
TEL：028-626-5500

(3) 獨協医科大学病院
栃木県下都賀郡壬生町北小林880
TEL：0282-86-1111

(4) 自治医科大学附属病院
栃木県下野市薬師寺3311-1
TEL：0285-44-2111

(5) 水戸済生会総合病院
茨城県水戸市双葉台3-3-10
TEL：029-254-5151

(6) 水戸医療センター
茨城県東茨城郡茨城町桜の郷280
TEL：029-240-7711

第37条　主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

～ 1） 参加申し込みの受付に際して、その理由を示すこと無く、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒むことができる。

～ 2） チーム名が公序良俗に反する場合、公式プログラム・結果表への表記の拒否または変更を命じることができる。

～ 3） 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、健康上の理由による競技出場の可否を最終的に決定することができる。

～ 4） ゼッケンの指定、ピットの割当等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。

～ 5） やむを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの氏名登録または変更について許可することができる。

～ 6） すべての参加者、ライダー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可することができる。

～ 7） 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。

～ 8） 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、大会審査委員会の了承を得てレースの延期、中止、およびレース距離の短縮、コースの変更等を決定することができる。

第38条　大会役員の責任

参加者、ライダーおよびピットクルーは主催者・大会役員・競技役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち大会役員はその職務に最善を尽すことは勿論であるが、も

しその行為によって起きた参加者、ライダー、ピットクルーおよび車輌等の損害に対して、大会役員は一切の補償責任のないことをいう。

第39条　損害の補償

車両の破損：参加者は、車両が競技役員によって保管されている期間をのぞき車両およびその付属品が破損した場合、その責任を各自が負わなければならない。
損傷の責任：行事開催期間中、またはその前後におきたライダーおよびメカニック、ヘルパーの損傷は自らが責任を負うものとする。

第40条　本規則の解釈

本特別規則およびイベントに関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者はイベント前日までに文書によって質疑申し立てができる。質疑に対する回答は、審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に文書または口頭で通告される。

第41条　ブルテンおよび公式通知の発行

本規則に記載されていないイベント運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は、MotoミニNEO STANDARDもしくは公式通知によって示される。
ブルテンは下記のホームページに掲載される。参加者は参加前に下記ホームページのブルテンの内容を確認すること。

● **https://www.mr-motegi.jp/motofes/**

公式通知は下記のいずれかの方法により参加者に通告される。

1）公式電子掲示板にて掲載される。
2）代表者の住所へ郵送される。
3）公式練習後、あるいは公式練習や決勝前など必要に応じて招集されるライダーズブリーフィングで指示される。
4）場内アナウンスによって案内される。

第42条　広告に関する事項

主催者は次のものに関し抹消する権限を有し、かつライダーはこれを拒否するこができない。

～ 1） 公序良俗に反するもの
～ 2） 政治・宗教に関連したもの
～ 3） イベントに関係するスポンサーと競合するもの

第43条　本特別規則の施行

本特別規則は、第1条に示されるイベントに適用されるもので、イベントの参加申し込み受付開始と同時に有効となる。

第44条　車両規則基本仕様

～ 1） 本大会に出場する車両の基本仕様は、クラス毎に下記規則書の仕様に合致していなくてはならない。

①Motoミニクラス

「Motoミニ 6Hours　特別規則　第2章　車両規則」

②もてぎショートコース選手権　SP・NSF100SPクラス

「2023 ライディングスポーツカップ　もてぎショートコース選手権　特別規則　第2章　車両規則」

第45条　Motoミニクラス車両規則

2023 Motoミニ 6Hours　特別規則　第2章　Motoミニ　6Hours車両規則に準ずる

～ 1） Motoミニ NEO STANDARDでは、Motoミニ 6Hoursの各クラスを統合し、「Motoミニクラス」とする。

第46条　もてぎショートコース選手権SP・NSF100SPクラス車両規定

2023 ライディングスポーツカップ　もてぎショートコース選手権のスプリント　SP・NSF100SPクラスの車両規定に基づく。

～ 1） SPクラスにおいては下記の車両改造変更可能表に基づくこと。

～ 2） もてぎショートコース選手権　SPクラスは下記表に基づいて組み合わせなければならない。

【シリンダー・シリンダーヘッド・ヘッドガスケットの組み合わせ表】

クラス	エンジン	変更可能	変更可能
SP	排気量50cc 2ストロークミッション付 ホイール径12～17インチの準改造車両 例）NSR50, NSRmini 等	①スピードリミッター・CDI ②ブレーキパッド・ブレーキホース ③キャブレタージェット類 ④フェアリングの材質・形状 ⑤ハンドルバー・フットレスト ※特例として、NSR50であればNSR80のフレームの使用を認める	①エキゾーストパイプ・サイレンサー ②リアサスペンション ③フロントサスペンション（インナーパーツのみ） ④電装ハーネス ⑤ラジエター ⑥トップブリッジ 例）NSR50→NSRmini
NSF100SP	NSF100SP	①点火装置（フライホイール・ステータコイル・イグニッションコイル等） ②ブレーキパッド・ブレーキホース ③ディスクローター ④フェアリングの材質・形状 ⑤ハンドルバー・フットレスト ⑥ミッション ⑦キャブレター ⑧ホイール ⑨クラッチディスク・スプリング ⑩カムシャフト	①エキゾーストパイプ・サイレンサー ②リアサスペンション ③フロントサスペンション（インナーパーツのみ） ④トップブリッジ ⑤クランクケースオリフィス拡大加工 ⑥クランクケースカバー ⑦オイルポンプ

クラス	変更不可	変更可能	変更可能
SP	下記①～⑥は、いかなることがあっても加工することはできない。発見された場合はレース失格とする。疑わしい場合は、加工の有無に関わらず車検長の判断を最終判断とする。 ①シリンダーのバリ取り・ポート加工・ボアの拡大 ②クランクケースのバリ取り ③ヘッド面研・シリンダーの面研 ④バランサーアイドルギヤーの加工 ⑤クランクの芯だし以外の加工 ⑥シリンダー・シリンダーヘッド・ヘッドガスケットの組み合わせ表以外の組み合わせ（第38条参照）	①スラジエター水温計・油温計 ②エアーファンネル	①オイルポンプ ②キックスターター ③ギヤポジションセンター ④不要なステーのカット ⑤チャージコイル ⑥エアクリーナー
NSF100SP	変更・加工が認められている以外のエンジン部品はメーカー出荷状態とする（シリンダーヘッド・シリンダー・ピストン・クランクシャフト等）	①オイルクーラー ②油温計 ③空燃費計	

～ 3） すべての車両はブレーキレバーガードの装着を義務付ける。

～ 4） オイル受け形状のアンダーカウルを装備しなければならない（2ストローク車両を含む）

～ 5） SPクラスに関しては下記の組み合わせ表に基づいていなければならない。

	組み合わせ1	組み合わせ2
シリンダー	GT4-000 GT4-710	GT4-000 GT4-710 GT4-970
シリンダーヘッド	GT4-000	GT4-010 GT4-970
ヘッドガスケット	GE2-000 GE2-003 GE2014	GAA-003

もてぎ･鈴鹿共済会　会員の皆さまへ

2022年12月1日0:00

もてぎ･鈴鹿共済会ご加入の傷害総合保険の概要･お支払い保険金のご案内

当保険は、もてぎ･鈴鹿共済会の定めるサーキット内において急激かつ偶然な外来の事故（以下『事故』という）によってその身体に被った傷害に対して、共済会規定、傷害総合保険普通保険約款に従い、保険金をお支払いいたします。

1. お支払いする保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払額
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡･後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	3，000万円
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡･後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡･後遺障害保険金額を限度とします。	120万円～ 3，000万円
入院保険金	事故によりケガをされ入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	5，000円 （1，000日限度）
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のため病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率（入院中に受けた手術の場合：20倍･外来で受けた手術の場合：5倍）を乗じた手術保険金をお支払いします。ただし1事故につき1回の手術に限ります。 ①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象と列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） (※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術･整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	入院中の手術の場合 100，000円 外来で受けた手術の場合 25，000円
通院保険金	事故によりケガをされ通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 ※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	3，000円 （90日限度）

※一被保険者様あたりのお支払額は上記の金額が上限となっており、重複してお支払いすることはありません。

2. 保険金をお支払いできない主な場合

- 故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- 無資格運転、酒気を帯びた状態または麻薬等により正常な運転をできないおそれがある状態での運転中の事故。
- 脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- 戦争、暴動（テロ行為を除きます。）などによる事故。
- 頸部症候群（いわゆる『むちうち症』）または腰痛で医学的他覚症状のないもの　など
  に対しては、保険金をお支払いできません。
- 外科的手術その他医療処置

※上記内容は、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、裏面の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 事故が発生した場合におとりいただく手続き

1. 事故の通知

会員の皆さまが事故により負傷した場合、共済会規約に従って必ず共済会指定のサーキット内の医務室にて事故記録を残すようお願いいたします。(ただし、生命に関わるような緊急時を除く)

2. 保険金ご請求のお手続き

(1)共済会指定の医務室にある事故記録から負傷された会員の皆さまに保険会社または取扱代理店より保険金ご請求についてのご案内をいたします。
(負傷程度によってご案内されない場合がございますのでご注意ください。)

(2)被保険者(負傷された会員さま)または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます)が保険会社所定の書類を提出されないとき、または、提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違する内容を記載されたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

4. 個人情報の取扱について

○もてぎ・鈴鹿共済会は、事故発生時において本契約会員に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。
なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンの公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。
もてぎ・鈴鹿共済会会員の皆さまは、これらの個人情報の取扱にご同意ください。

ご契約、事故に関するお問い合わせ先

取扱代理店

株式会社ホンダスタッフィングサービス
〒510-0201　三重県鈴鹿市稲生町７９９２
TEL:059-370-0247 (営業時間平日9:00～18:00)
FAX:059-370-0248

ご契約に関するお問合せ先
損害保険ジャパン㈱　三重支店　四日市法人支社
TEL：059-353-6557　FAX：059-351-5417 (営業時間平日9:00～17:00)

事故に関するお問合せ先
・『モビリティリゾートもてぎ』での事故
損害保険ジャパン㈱　関東保険金サービス部　栃木保険金サービス課
TEL:028-627-8195　FAX:028-624-5738 (営業時間平日9:00～17:00)
・『鈴鹿サーキット』での事故
損害保険ジャパン㈱　中部保険金サービス部　愛知火災新種保険金サービス第一課
TEL:052-953-3911　FAX:052-953-3691 (営業時間平日9:00～17:00)

MFJ エンジョイライセンスについて

このMotoミニ 6Hoursは、ＭＦＪの承認のもとイベントが開催されています。
そのためライダーは全員が、ＭＦＪのライセンスを取得していることが必要です。
『MFJ エンジョイライセンス』は一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会が発行するミニバイクなどのレースイベントに参加するための会員証です。

●ＭＦＪとは…

一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会(MFJ)は、日本国内のモーターサイクルスポーツを統轄する機関で、モーターサイクルスポーツの世界 統轄機関である国際モーターサイクリズム連盟(FIM)に加盟する唯一の日本代表機関です。モーターサイクルスポーツの普及振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的として様々な活動を行っています。

●ＭＦＪエンジョイ会員年会費

年会費3,350 円（C区分）、エンジョイ会員会費には、スポーツ安全保険掛金、保険事務手数料が含まれています。

●取得条件

運転免許証（原付以上）をお持ちの方は申請書をご利用いただき、すぐに取得できます。

●お申込み方法

インターネット（パソコン、スマートフォン）か郵送

●問合せ先

一般財団法人　日本モーターサイクルスポーツ協会
〒104-0045 東京都中央区築地3 丁目11 番6 号　築地スクエアビル10 階
TEL 03-5565-0900　（定休日　土・日曜・祝日）

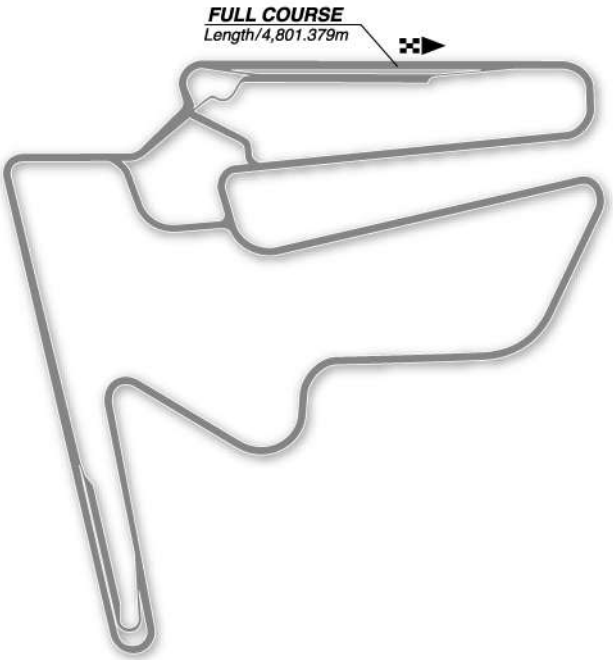

MOBILITY RESORT MOTEGI
〒321-3597栃木県芳賀郡茂木町桧山120-1
TEL.0285-64-0200 FAX.0285-64-0209
https://www.mr-motegi.jp/

2023.02